

門真市みどりの基本計画

令和2（2020）年3月

門真市



門真市みどりの基本計画

令和2（2020）年3月

目次

第1章 みどりの基本計画について.....	1
1 みどりの基本計画とは.....	1
2 改定の背景と目的.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 対象とするみどりの定義と機能.....	4
5 計画の枠組み.....	6
第2章 みどりの現況と課題.....	7
1 門真市の概況.....	7
2 これまでのみどりの取組.....	13
3 門真市のみどりの現況.....	17
4 みどりに関わる市民意識.....	24
5 みどりを取り巻く社会情勢の変化.....	39
6 門真市のみどりの課題.....	40
7 改定の視点.....	42
第3章 目指すべきみどりの方向性.....	43
1 みどりの将来像.....	43
2 みどりのまちづくりの基本方針.....	45
3 計画目標の設定.....	46
第4章 みどりのまちづくりの取組.....	48
1 魅力向上に資するみどりのまちづくり.....	48
2 市民の安全・安心な暮らしを支えるみどりのまちづくり.....	51
3 日々の生活で潤いを実感できるみどりのまちづくり.....	54
4 多様な市民・事業者の参画によるみどりのまちづくり.....	58
第5章 戦略的なみどりの取組.....	61
1 緑化重点地区の選定.....	61
2 緑化重点地区の整備方針.....	62
第6章 計画の推進に向けて.....	72
1 みどりのまちづくりを推進する体制づくり.....	72
2 計画の進行管理.....	72
巻末資料.....	73
用語集.....	73

「*」が付いている単語については、巻末の用語集において解説を掲載しています。

第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市のみどりとオープンスペース*に関する総合的な計画として位置づけられるものです。本市の実情を十分に勘案するとともに、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的として策定するものです。

2 改定の背景と目的

本市では、平成14(2002)年に「心をいやし 人をむすび 街をいろどる 門真のみどり」をみどりのまちづくりのテーマとした「門真市緑の基本計画」(以下「前計画」という。)を策定し、公園や緑地の整備・保全、市民や事業者の協力による緑化推進など、計画に基づいた各種施策を展開してきました。

前計画策定から10年以上が経過する中で、人口減少、少子高齢化が加速し、市民のライフスタイル*やニーズの変化など、社会情勢が大きく変化してきています。

また、都市緑地法や生産緑地法などみどりに関する法改正が行われ、本市においても、門真市第6次総合計画や門真市都市計画マスタープランなど、上位・関連計画の策定・改定に対応した計画の見直しが必要となってきました。

こうしたみどりを取り巻く情勢の変化に対応し、都市公園*などの公的施設の保全や適正配置、都市農地の保全や活用、駅前広場や公共施設などシンボルとなるみどりの景観整備などをおおして、さらなる門真らしいみどりの創出・保全を進めていくためにみどりの基本計画を改定します。

表1 みどりに関する法改正

法律	改正の主な内容
都市緑地法	<ul style="list-style-type: none">●民間による市民緑地の整備を促す市民緑地認定制度の創設●緑の担い手として民間主体を指定するみどり法人制度の拡充●緑の基本計画記載事項の追加(都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進)
都市公園法	<ul style="list-style-type: none">●公募設置管理制度(Park-PFI)の創設●公園内のPFI事業*に係る設置管理許可期間の延伸(10年から30年に)
生産緑地法	<ul style="list-style-type: none">●生産緑地地区*の面積要件の緩和(条例により引き下げ可能に)●生産緑地地区における建築規制の緩和(直売所等を可能に)

3 計画の位置づけ

本計画は、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画*」を指針とし、本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」に即するとともに、「門真市都市計画マスタープラン」に適合し、「門真市環境基本計画」、「門真市地域防災計画」など、みどりに関わる各種計画と整合を図ります。

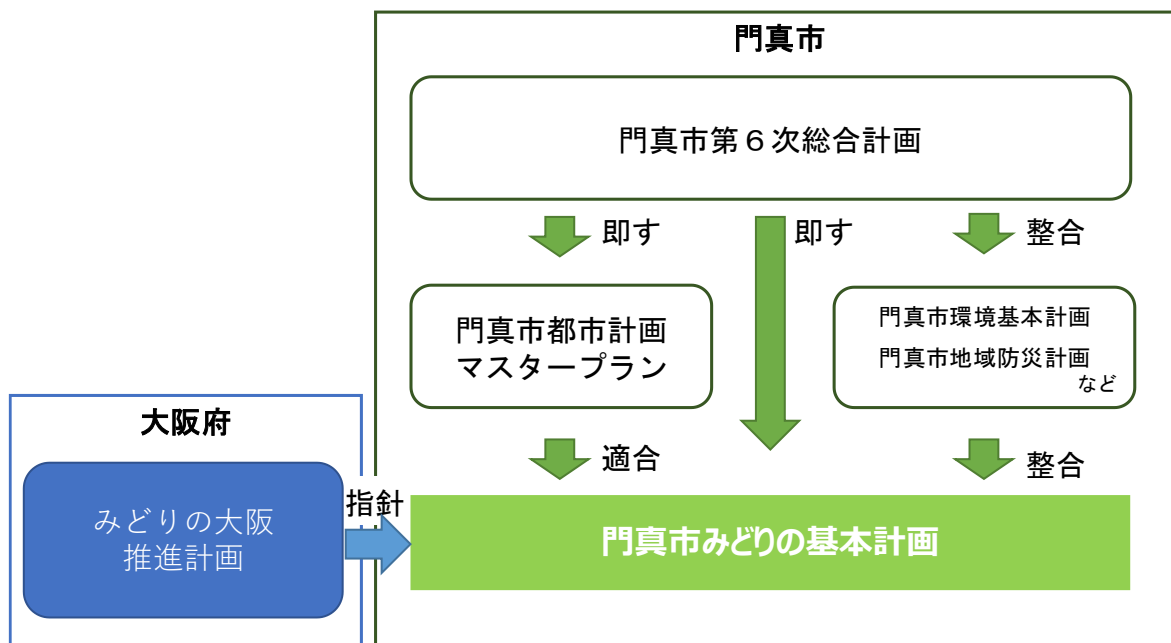


図 1 計画の位置づけ

表 2 上位・関連計画における位置づけ

上位・関連計画	関連する施策等
第6次 総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策:「憩いの場の充実」 ●実施方針 <ol style="list-style-type: none"> 1. みどりと公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな公共空間の創出に努めるとともに、新たな公園整備やリニューアルの際には、地域住民などの意見を取り入れ、親しみある公園を整備するなど、市民が身近にみどりを実感できる環境づくりを行います。 2. 公園施設の長寿命化 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公園となるよう、遊具など施設の点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。また、点検結果などに基づき計画的に遊具の更新などを行います。 3. 水路の保全と親水空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・水路の計画的な維持管理を実施し、適切な水循環と水質の向上を図ります。また、既存の水路を修景に配慮した改修を行い、子どもたちの遊びの場や市民の憩いと安らぎを与える親水空間の整備を行います。 ●みんなが協力できること <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用時のゴミの持ち帰りや清掃などのボランティア活動への参加、自宅敷地の緑化に協力します。

上位・関連計画	関連する施策等						
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、市民公益活動団体は、清掃や草刈りなどのボランティア活動を実施します。 ・事業者は、緑化・景観推進活動を実施します。 						
<p style="text-align: center;">都市計画 マスタープラン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●将来都市構造 <ul style="list-style-type: none"> ①拠点：みどりと歴史の交流拠点 みどりと歴史の交流機能等と併せて、地域への愛着を深める空間の充実 ②都市軸：水と緑の連携軸 各地域に配置する「みどりと歴史の交流拠点」を連携し、主要道路の歩道、河川・水路などを活用し、徒歩や自転車のネットワークの形成 ●公園・緑地の方針 <ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地を活用したレクリエーション*活動等の促進、既存の緑の保全と新たな緑の創出により、緑のネットワークを形成し、緑豊かな都市緑化の推進 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①緑の基本計画の見直し検討</td> <td style="width: 50%;">②都市公園等の充実</td> </tr> <tr> <td>③バリアフリー化の推進</td> <td>④公園等の適正な管理</td> </tr> <tr> <td>⑤農空間の活用</td> <td>⑥緑化の推進</td> </tr> </table>	①緑の基本計画の見直し検討	②都市公園等の充実	③バリアフリー化の推進	④公園等の適正な管理	⑤農空間の活用	⑥緑化の推進
①緑の基本計画の見直し検討	②都市公園等の充実						
③バリアフリー化の推進	④公園等の適正な管理						
⑤農空間の活用	⑥緑化の推進						
<p style="text-align: center;">環境基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●目標：生活環境の保全 ●方向性：水と緑の保全・創造による良好な環境の確保や開発等における環境配慮 ●施策 <ul style="list-style-type: none"> ①地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・門真の特長である水路を活かした親水空間や緑づくり ・開発時における緑地の確保 ・工場緑化の推進等本市の特性を踏まえた良好な環境の確保の検討 ②緑の適正な配置と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園・緑地において、地域の緑の拠点として、生物多様性*の観点を取り入れ、地域住民と連携した適正な維持管理 ・現状の水路を出来る限り活用した憩いと安らぎの空間の拡大 						
<p style="text-align: center;">地域防災計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市の防火機能の強化 <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①道路・緑道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地、道路、河川、水路などの都市基盤施設の効果的整備 ・農地や公共施設等の有効活用による防災空間の確保 ・地震災害時における避難上必要な機能を有する道路又は緑道の整備 ②公園・広場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難所や災害救援活動の拠点となる公園・広場などについて、その配置や規模等の検討を行いながら整備 ・遊具・植栽の配置については、できる限り何も置かない空間を確保 ・避難地、火災の延焼防止、給水所、食料等の配給所、仮設トイレ、ボランティア等の活動拠点等多様な役割を発揮する公園緑地の整備 ③市街地緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全 ④農地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における延焼防止帯・緊急時の避難場所として、あるいは一時借用による仮設物の建設や資材集積場等として保全・活用 						

4 対象とするみどりの定義と機能

(1) 「みどり」とは

本計画で対象となる「みどり」は、「みどりの大阪推進計画」を参考に、「市街地の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺、オープンスペースなど」と定義します。

(2) 「緑地」とは

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類します。

①施設緑地

都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市が土地を所有している緑地（借地等も含む）及び民間の緑化空間、寺社境内地

②地域制緑地

農地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や事業所等において、法や条例等により国、府、市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

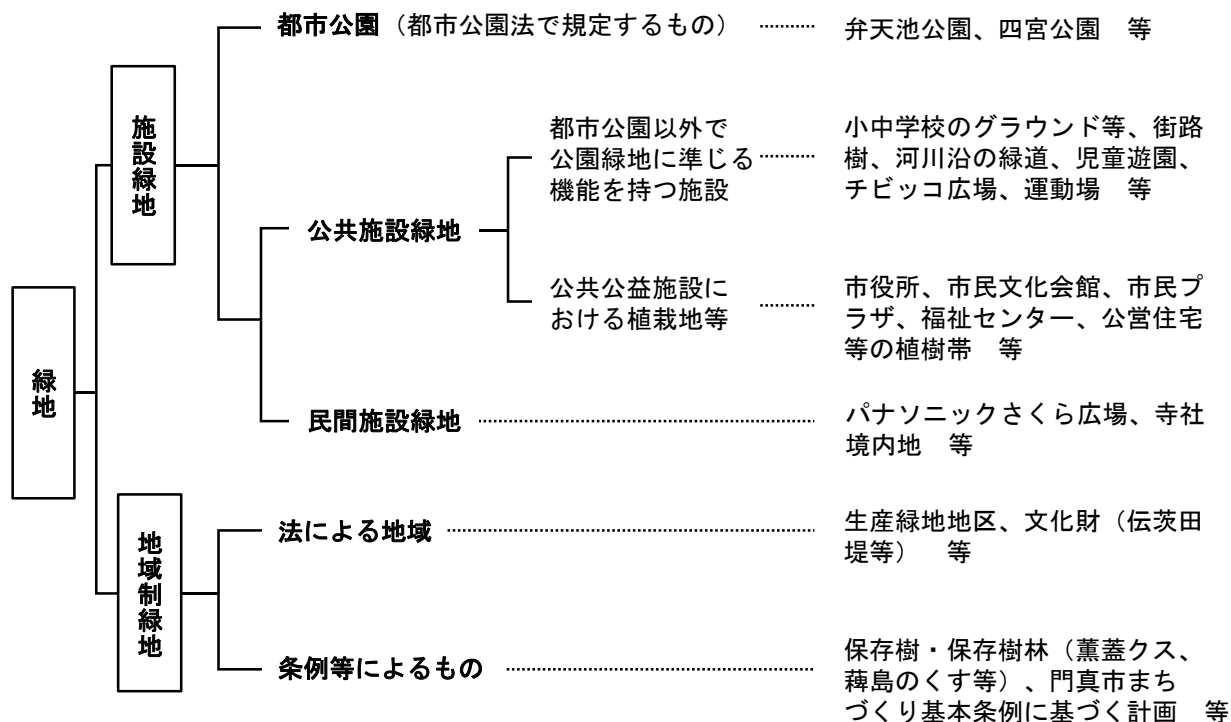


図 2 緑地の定義

(3) みどりの機能

都市におけるみどりは、都市での生活に潤いを与えるとともに、災害の防止に寄与するなど、都市の快適性や安全性を確保する上で欠くことのできないものです。また、美しい景観の形成、地域コミュニティの形成、健康増進へ寄与するなど、多様な機能を有しています。

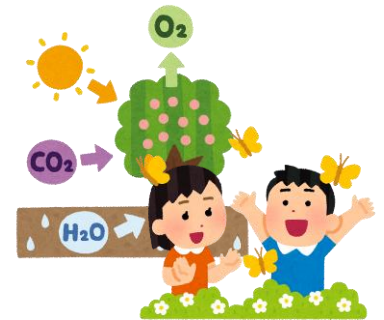
主な機能について、以下に整理します。

①環境保全機能

みどりは、二酸化炭素を吸収し酸素を供給するとともに、ヒートアイランド現象*等を緩和します。

また、幹線道路等からの騒音の吸収機能や防塵機能など、快適で潤いある生活環境を創出しています。

さらに、樹林地・農地・水辺などは動植物の生息・生育の場として生物多様性を確保するなど、人と自然が共生する都市環境を形成・維持する機能を有しています。



②防災機能

みどりは、火災発生時の延焼を遮断するとともに、集中豪雨による浸水などの水害を軽減する機能を有しています。

また、災害時の避難場所や災害応急対策活動の空間を確保する機能を有しています。



③景観形成機能

みどりは、地域の気候や風土に応じて異なった特色があり、季節感を演出し、統一感や美しさを与える都市景観の形成、都市のシンボルや歴史的な景観を形成する機能を有しています。



④コミュニティ*創出機能

みどりは、みどりの創出・活用・保全の活動を通じて、地域コミュニティの形成や生きがいつくりにつながり、環境教育、市民の愛着や誇りを醸成する機能を有しています。



⑤レクリエーション機能

みどりは、自然とのふれあいなど、市民の憩いの場となり、健康増進にも寄与するスポーツやウォーキングなどの場を提供する機能を有しています。



5 計画の枠組み

(1) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、上位・関連計画である総合計画や都市計画マスタープランの改定内容を踏まえて計画を見直すため、令和 14（2032）年度までを計画期間とします。

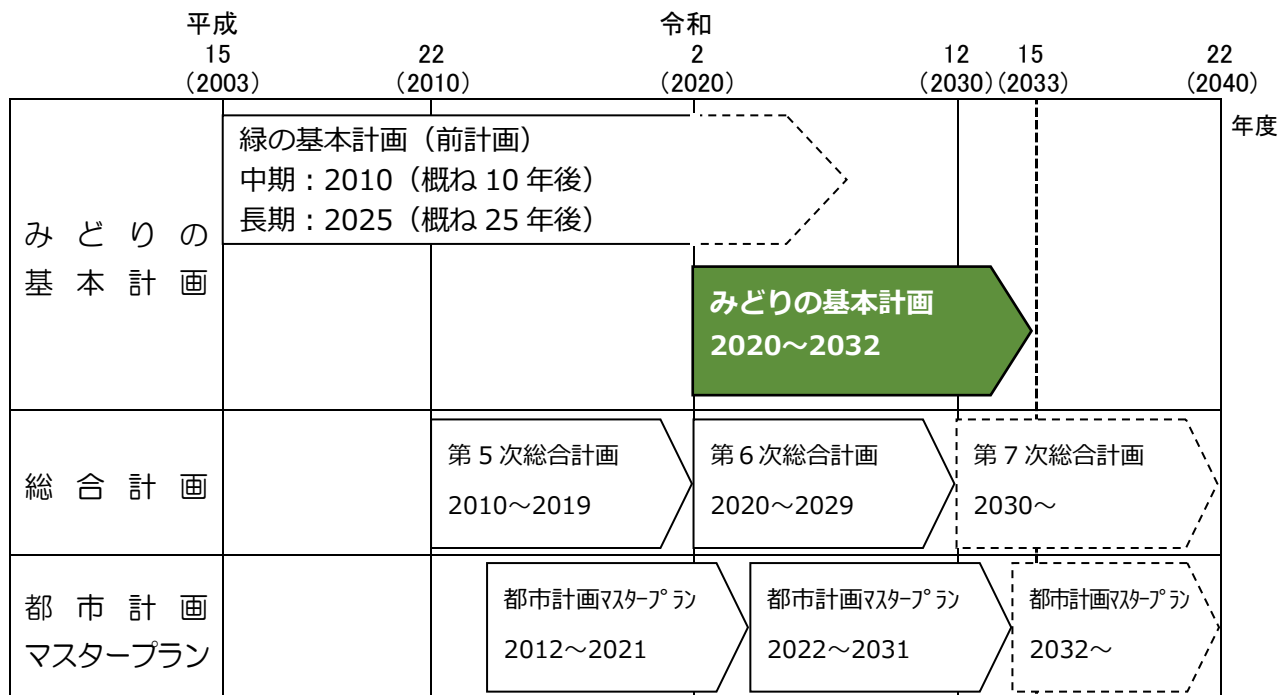


図 3 計画の目標年次

(2) 計画の対象範囲

都市計画区域である市全域を本計画の対象区域とします。

また、周辺都市とのみどりの連続性や広域的な取組に配慮します。

第2章 みどりの現況と課題

1 門真市の概況

(1) 位置・地勢

本市は大阪府の北東部、大阪市の中心部から10km内に位置し、東西4.9km、南北4.3km、面積は12.30km²、標高は低く平坦地で、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

公共交通は京阪電気鉄道をはじめ、大阪モノレールや大阪メトロ長堀鶴見緑地線、近鉄バス、京阪バス、コミュニティバスが通っており、幹線道路は国道163号、大阪中央環状線及び第二京阪道路が通っています。大阪モノレール、阪神高速淀川左岸線の延伸も決定しており、今後、さらに交通利便性が向上します。

府内でも有数の交通環境に恵まれた都市であり、国道163号より北側の密集市街地をはじめ、ほぼ全域で市街地が形成されていますが、かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯であり、現在も南部の市街化調整区域*などには農空間が残されています。

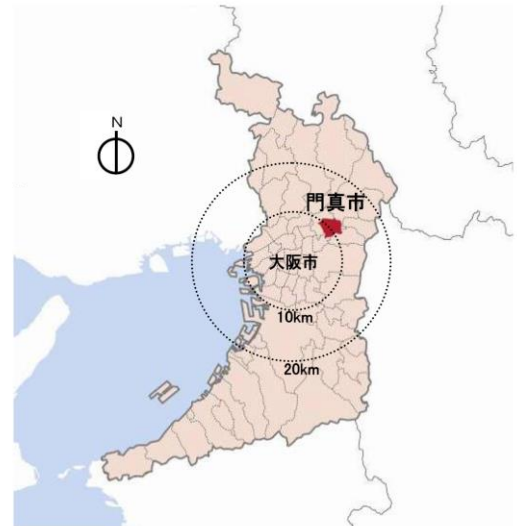


図4 門真市の位置

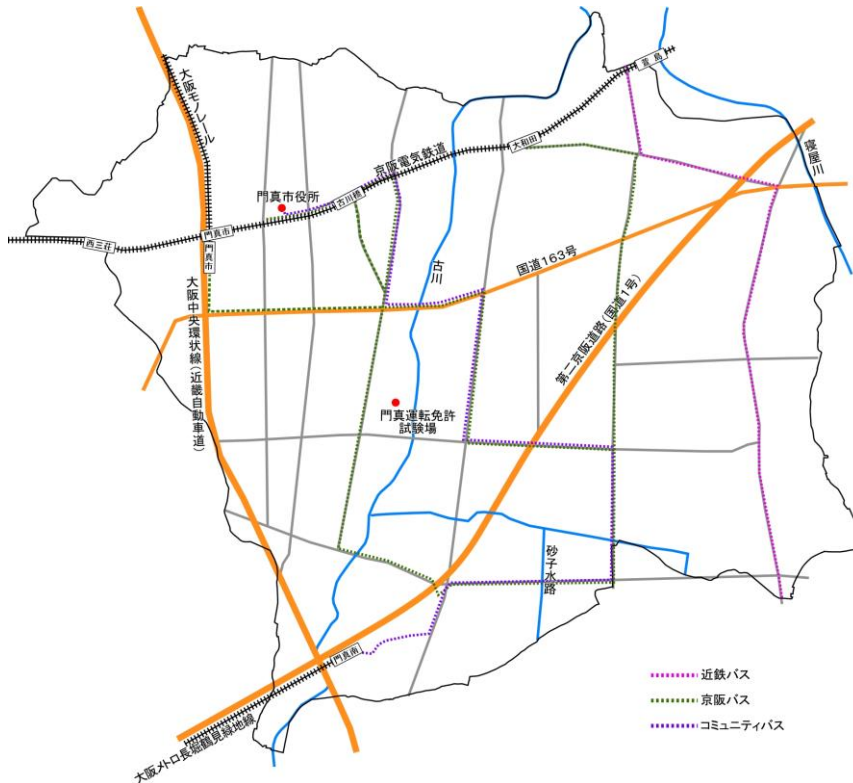
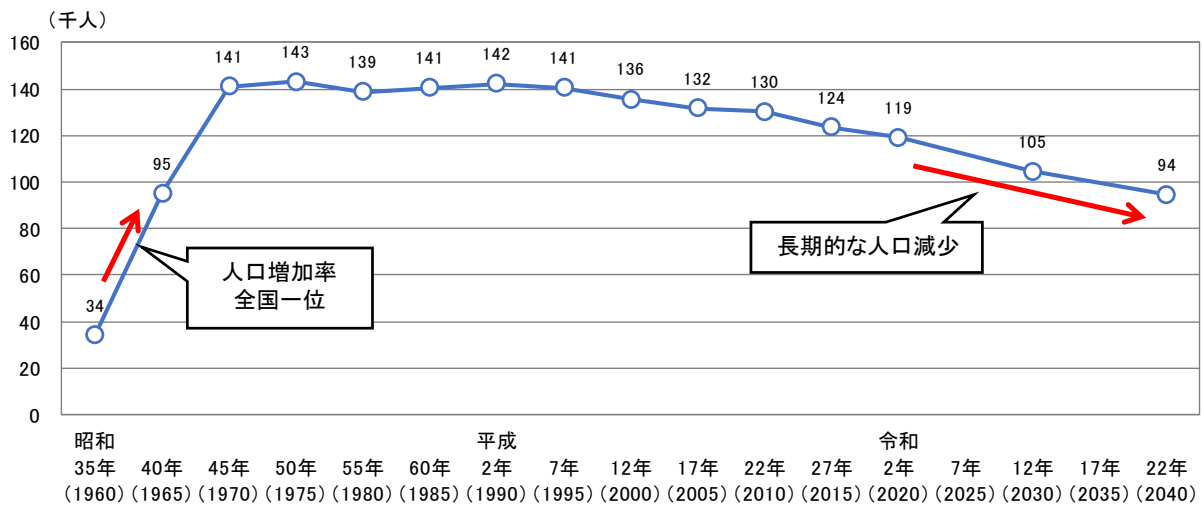


図5 市内の交通網

(2) 人口

本市の人口は、昭和 55（1980）年を除き、平成 2（1990）年まで一貫して増加を続けてきました。特に、昭和 35（1960）年から昭和 45（1970）年にかけては、高度経済成長期における自然増及び大阪市の隣接都市である利便性から転入超過となり急激な伸びを示し、昭和 40（1965）年には人口増加率が約 180%という全国一の数値を記録しました。

平成 2（1990）年以降は減少傾向にあり、その要因は社会減から少子高齢化による自然減に推移し、今後も長期的に人口減少が続く見込みです。

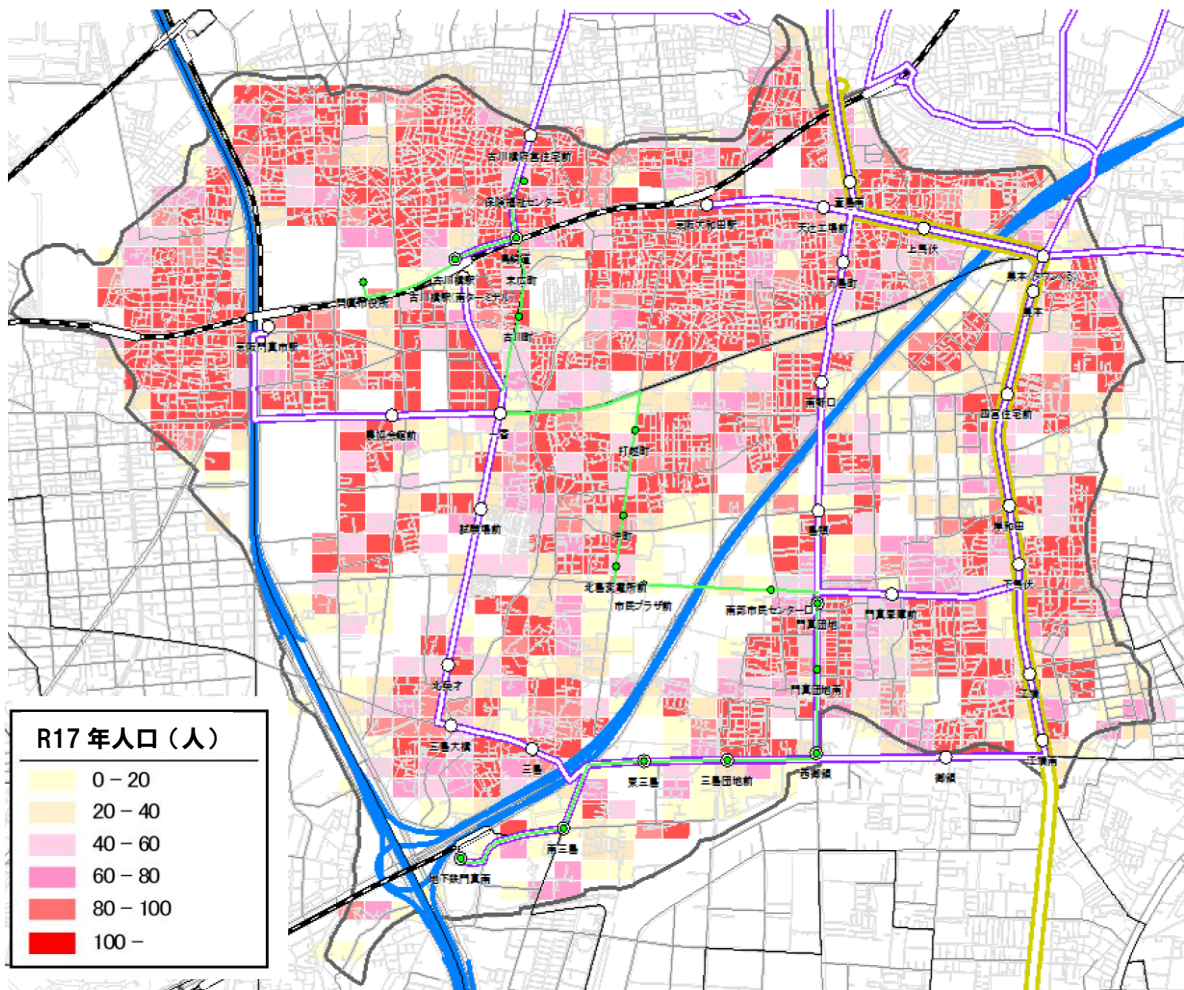


資料：1960～2015 年は国勢調査、2020～2040 年は門真市第6次総合計画

図 6 人口の推移と将来展望

(3) 人口密度

本市の面積は 12.30km²でありながら、人口は約 122,300 人（平成 31（2019）年 4 月 1 日時点）であり、人口密度が 100 人/ha を超える地域も多く、DID*の 2 倍以上の高密度な市街地を形成しています。将来、人口は減少する見込みですが、令和 17（2035）年時点においても 100 人/ha を超える地域が依然多くなると予測されています。

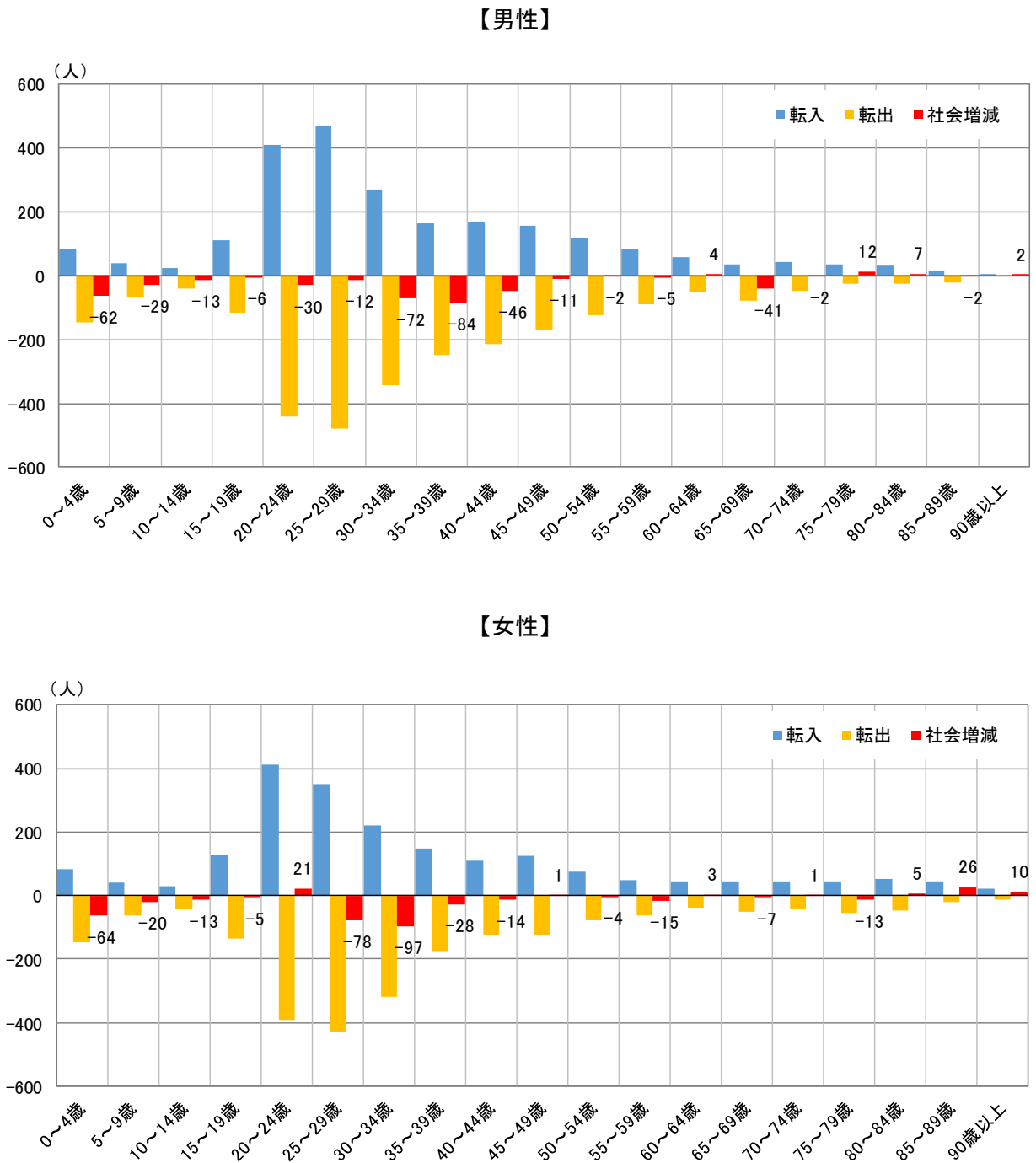


資料：門真市立地適正化計画

図 7 人口分布の将来予測(令和 17(2035)年)

(4) 人口の転入・転出

男性は30歳代、女性は20歳代後半から30歳代前半の子育て世代が転出する傾向にあります。



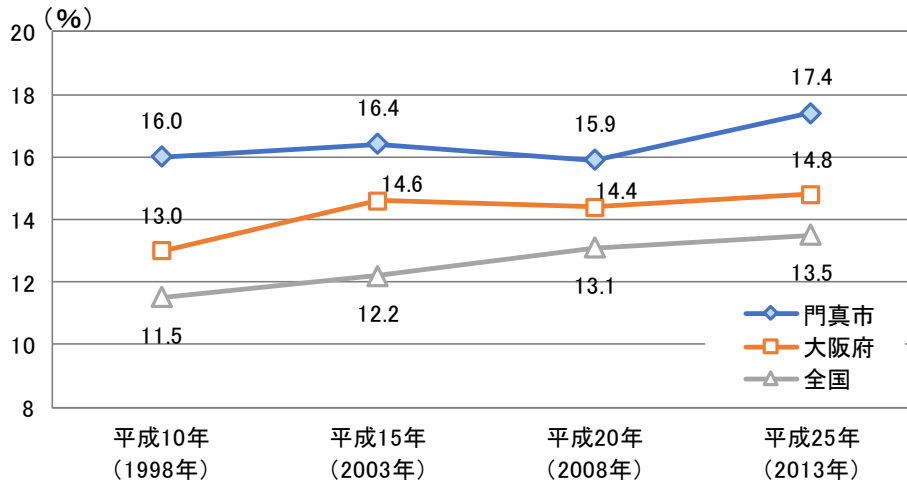
資料：住民基本台帳

図 8 人口移動の状況(平成 30(2018)年)

(5) 空き家の状況

本市の空き家率は、大阪府とほぼ同様の推移を示しているものの、全国や大阪府と比較すると高くなっています。

また、平成 28 (2016) 年に実施した空家等実態調査では、地震時等に著しく危険な密集市街地*に多くの空家等が確認されています。



資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

図 9 空き家率の推移



資料：門真市空家等対策計画

図 10 空家等の分布状況

(6) 資源（本市を代表する景観資源など）

①砂子の桜

三ツ島東部を南北に縦断する砂子水路の両岸には約200本のソメイヨシノが植えられており、春には市内で一番の桜の名所になります。その風景は「大阪みどりの百選*」に選ばれています。



②薫蓋（くんがい）クス

三島神社境内にある樹齢1,000年と言われるクスノキで、昭和13（1938）年に国の天然記念物に指定されており、「大阪みどりの百選」にも選ばれています。

「薫蓋クス」の名称は、根元にある江戸時代後期の公家・千種有文の歌碑「薫蓋樟 村雨の雨やどりせし唐土の松におとらぬ楠ぞこのくす」が由来になっています。



③蕨島のくす

樹高約10m、幹周8.55mと、市内の樹木では薫蓋クスに次ぐ規模があり、推定樹齢は約400年です。昭和45（1970）年に大阪府の天然記念物に指定されています。



④弁天池公園

本市東部に位置し、古くから地域の人々に親しまれていた弁天池の活性化をテーマに整備された公園です。公園南部には昔のなごりを残すバッテリー（水路の水位を調整するもの）や公園に隣接して巖島の弁財天をまつった弁財天堂があります。



⑤パナソニックさくら広場

総面積16,200m²の敷地に、ソメイヨシノ190本が植えられています。旧本社跡地を、環境や地域のために有効活用したいという思いから、平成18（2006）年4月に開園されました。



2 これまでのみどりの取組

平成 14（2002）年 3 月に策定した前計画では、「心をいやし 人をむすび 街をいろどる 門真のみどり」を緑のまちづくりのテーマとし、その実現に向けて以下のような施策体系を設定しています。

次頁以降に、施策体系に基づく主な取組を整理します。

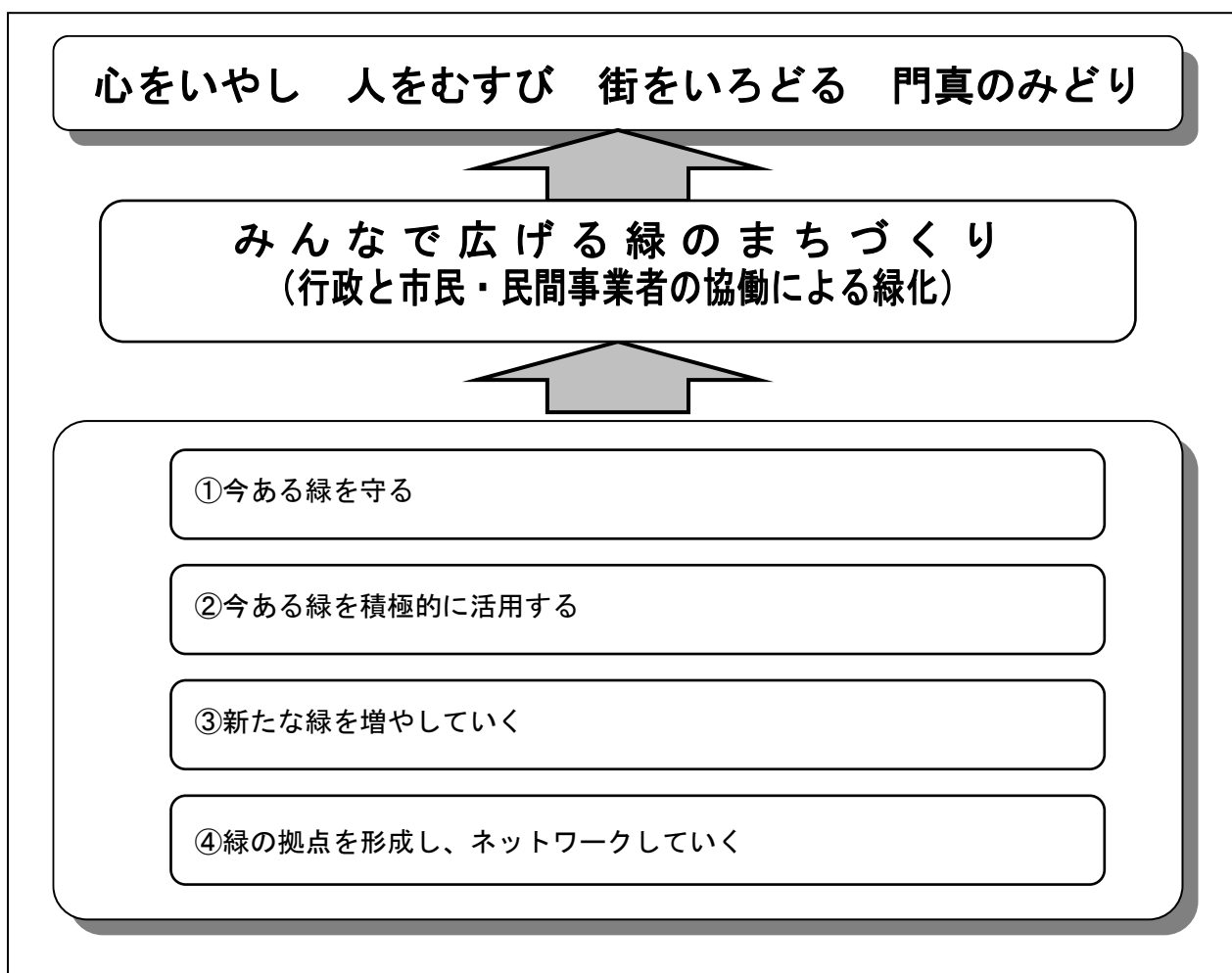


図 11 前計画における緑のまちづくりのテーマと施策体系

(1) 主な取組

①今ある緑を守る

■保存樹・樹林の保全

門真市美しいまちづくり条例に基づき指定されている保存樹は 12 本、保存樹林は 13 件（平成 30（2018）年現在）あり、それらを保全するために、枝葉の剪定等にかかる費用の一部について助成を行っています。

■公園愛護会による公園の維持管理

地域住民や各種団体における組織的な公園美化活動を推進するため、83 団体の公園愛護会を認定しており、138 の公園について維持管理が行われています。（平成 30（2018）年現在）



愛護会による管理（千石東町公園）

②今ある緑を積極的に活用する

■生産緑地地区の追加指定

公害または災害の防止、農業と調和した良好な都市環境の形成などに役立つ農地を計画的に保全するため、生産緑地地区の追加指定を平成 25（2013）年から行っています。また、面積要件を 500m² 以上から 300m² 以上に引き下げる市条例を平成 31（2019）年 3 月に施行し、さらなる緑地の保全に取り組んでいます。

■砂子水路における観桜舟の運行

砂子水路では、桜が見ごろとなる 3 月末から 4 月上旬の土曜日、日曜日において、砂子水路桜並木保存会により、かつて農作業に使われた田舟（全長約 5m、幅約 1m）を利用して、花見をすることのできる観桜舟の運行が行われています。

③新たな緑を増やしていく

■施設緑地の整備

都市公園は、市域内での配置バランスを考慮しながら整備を進めています。また、前計画策定後、29 ヶ所、2.56ha の公園を設置しています。

さらに、公共施設の接道部を中心とした敷地内の緑化（緑化延長実績、平成 28（2016）年度：423m、平成 29（2017）年度：948m、平成 30（2018）年度：487m）に取り組んでいます。

幸福町・中町においては、市立総合体育館等と連携し、「かどまの顔」となるランドスケープ*及び防災機能を有する公園の整備を検討しています。

表 3 都市公園の整備状況(平成 14(2002)年以降)

設置 年度	街区公園*		その他		全体	
	ヶ所数	整備面積 (ha)	ヶ所数	整備面積 (ha)	ヶ所数	整備面積 (ha)
H14(2002)	3	0.57	2	0.07	5	0.64
H15(2003)	5	0.60	—	—	5	0.60
H17(2005)	—	—	1	0.01	1	0.01
H18(2006)	1	0.23	2	0.04	3	0.27
H19(2007)	—	—	1	0.02	1	0.02
H20(2008)	—	—	1	0.04	1	0.04
H21(2009)	—	—	1	0.01	1	0.01
H23(2011)	—	—	1	0.05	1	0.05
H24(2012)	—	—	1	0.17	1	0.17
H25(2013)	2	0.04	—	—	2	0.04
H26(2014)	2	0.07	—	—	2	0.07
H27(2015)	1	0.01	—	—	1	0.01
H28(2016)	2	0.10	—	—	2	0.10
H29(2017)	2	0.29	—	—	2	0.29
H30(2018)	1	0.24	—	—	1	0.24
総計	19	2.15	10	0.41	29	2.56

資料：門真市公園台帳

■まちづくり基本条例による緑化の推進

ゆとりある良好な都市環境の形成を図り、安全・安心で定住性のある魅力的なまちづくりの実現を目指すために都市計画や開発事業等に関するルールを定めた「門真市まちづくり基本条例」を平成 28（2016）年 4 月に施行しました。

条例において、100m²以上の敷地に建築物を新築する行為を「緑化計画対象行為」と規定し、民有地の緑化推進を図っており、これまでに合計 18,000m²以上の緑化面積が確保されています。

④緑の拠点を形成し、ネットワークしていく

■北島東地区におけるみどりの拠点づくり

第二京阪道路沿道の北島東地区では、幹線道路沿道に相応しい業務施設を誘導するとともに、農地集約や公園・緑地を適切に配置することにより、みどり豊かで計画的な都市の形成を目標に、平成 28（2016）年 3 月に地区計画*を決定しました。

物流業務地区では建築物の敷地面積の 10 分の 2 を緑化率の最低限度とする緑化基準を設け、地区内の緑化誘導を進めています。

また、水路の周りにみどりを配置するなど、景観に配慮した整備を行っています。

■主要道路を軸としたネットワークの形成

大阪府が「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」の軸となる、大阪中央環状線及び第二京阪道路沿道を対象とした地区計画を平成 24（2012）年に策定しました。

建築物の建替えなどに伴い、土地の有効利用を図りながら、みどり豊かなセミパブリック空間*を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図るため、緑化誘導を進めています。



北島東地区（北島東町）



大阪中央環状線沿道（松生町）

（2）前計画の目標値の進捗状況

■緑地の確保目標量

平成 12（2000）年時点の市域に占める緑地割合 7.6%を、長期的に 10.3%以上とする目標を設定しており、平成 30（2018）年時点では、微増となっています。

表 4 緑地の確保目標量

年次	平成 12 年実績 (2000 年)	平成 30 年時点 (2018 年)	長期目標 (2025 年)
面積	93.74ha	95.70ha	126ha
市域に占める割合	7.6%	7.8%	10.3%

■都市公園等の整備目標量

平成 12（2000）年時点の住民 1 人当たりの都市公園等の面積 5.3 m²/人を、長期的に 7.4 m²/人とする目標を設定しており、平成 30（2018）年時点では、微増となっています。

表 5 都市公園等の整備目標量

年次	平成 12 年実績 (2000 年)	平成 22 年目標 (2010 年)	平成 30 年時点 (2018 年)	長期目標 (2025 年)
都市公園等 (都市公園+公共施設緑地)	5.3 m ² /人	6.2 m ² /人	6.0 m ² /人	7.4 m ² /人
都市公園	0.8 m ² /人	0.9 m ² /人	1.13 m ² /人	2.5 m ² /人

3 門真市のみどりの現況

(1) 緑被の現況

本市は、地形が平坦であり、ほぼ全域で市街地が形成されています。したがって、市内に山林などのまとまったみどりはありません。

航空写真からの判読によって市内のみどりを図上計測した調査では、本市の緑被率は 11.1% となっており、近隣市の緑被率と比較して低い状況にあります。

みどりの種類別にみると、農地による緑被率は 3.7%、芝・草地による緑被率は 3.5%、樹林・樹木による緑被率は 2.6%となっています。

地域別にみると、市街化調整区域が位置する南東地域で緑被率が高く、密集した市街地が広がる北東地域、北西地域では低くなっています。

平成 12 (2000) 年度の調査と比較すると、緑被率は 8.8%から 11.1%に増加しており、緑被面積は 29ha 増加しています。その内訳をみると、農地が減少する一方で、事業所や広場の緑化等により芝・緑地が大幅に増加しており、道路整備に伴う街路樹の緑化等により樹林・樹木についても増加しています。

表 6 緑被率の比較 (参考)

自治体	緑被率(%)	備考
大阪府	14.0	緑の現況調査(平成 14(2002)年)
大阪市	15.8	新・大阪市緑の基本計画(平成 25(2013)年 11 月)
寝屋川市	18.4	寝屋川市みどりの基本計画改定版(平成 31(2019)年3月)
門真市	11.1	

表 7 市域の緑被率

年次 種別	平成 12(2000)年度 (平成 11 年 1 月撮影)		平成 30(2018)年度 (平成 29 年 1 月撮影)	
	緑被面積(ha)	緑被率(%)	緑被面積(ha)	緑被率(%)
樹林・樹木	16.1	1.3	31.9	2.6
芝・草地	5.3	0.4	43.4	3.5
農地	74.2	6.0	46.0	3.7
水面	12.2	1.0	15.5	1.3
合計	107.8	8.8	136.8	11.1

※航空写真より 300m²以上(公共施設は 50m²以上)を図上計測。

※緑被率: 全体面積に対するみどりで被われた土地面積の割合。(みどりで被われた土地面積)/(市域面積)

北西地域

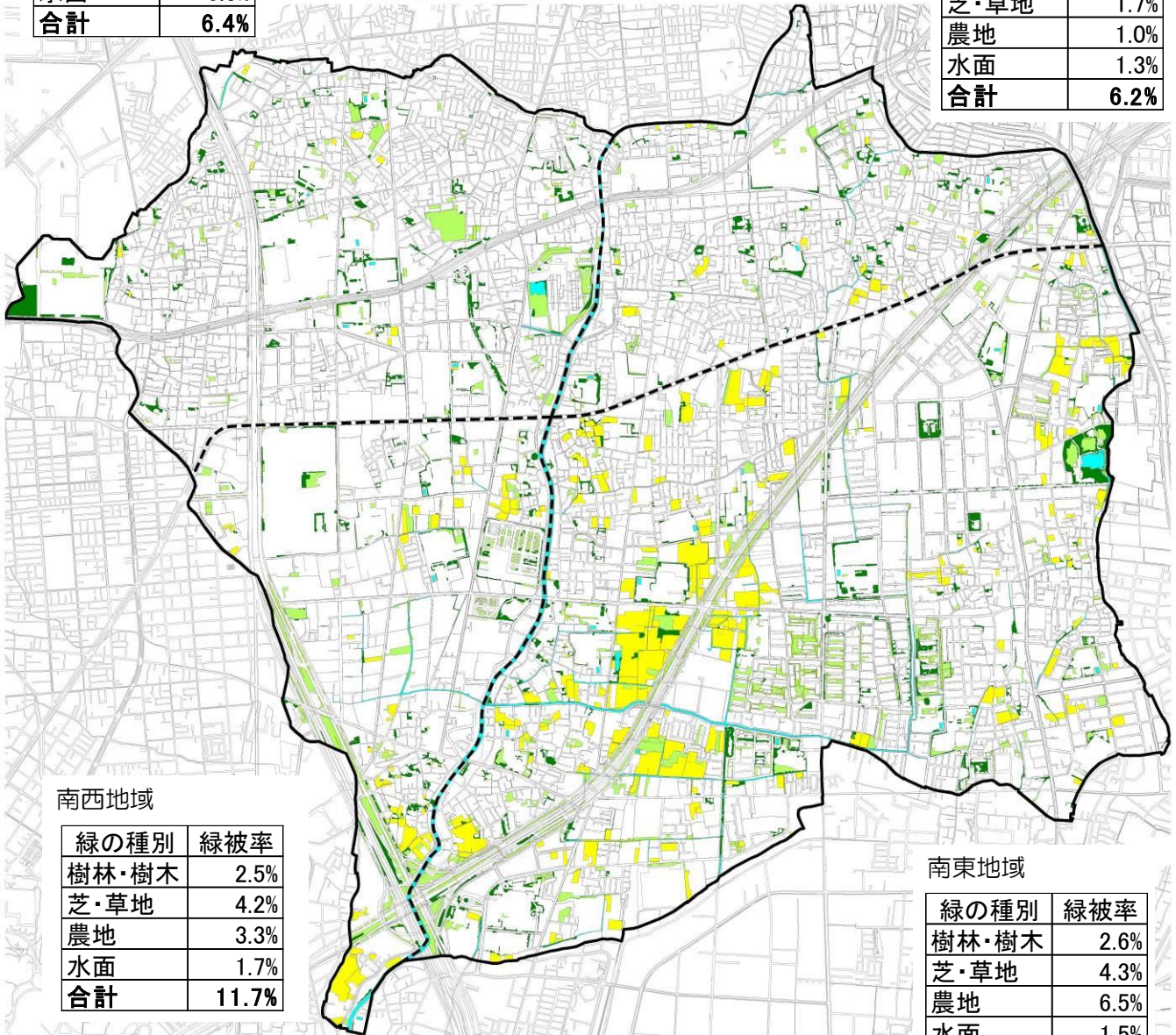
緑の種別	緑被率
樹林・樹木	2.9%
芝・草地	2.7%
農地	0.3%
水面	0.5%
合計	6.4%

緑の種別

- 樹林・樹木(街路樹等含む)
- 芝・草地
- 農地(田・畑)
- 水面

北東地域

緑の種別	緑被率
樹林・樹木	2.2%
芝・草地	1.7%
農地	1.0%
水面	1.3%
合計	6.2%



南西地域

緑の種別	緑被率
樹林・樹木	2.5%
芝・草地	4.2%
農地	3.3%
水面	1.7%
合計	11.7%

南東地域

緑の種別	緑被率
樹林・樹木	2.6%
芝・草地	4.3%
農地	6.5%
水面	1.5%
合計	14.9%

図 12 緑被状況(平成 29(2017)年 1 月撮影)

(2) 緑地の現況

本市の緑地の現状をみると、都市公園として合計 65 ヶ所、13.78ha が整備されています。

また、公共施設緑地の中で、児童遊園やチビッコ広場が多数整備されており、都市公園の機能を補完しています。

地域制緑地としては、生産緑地地区、条例による保存樹・樹林、緑化計画による緑化が挙げられ、合計 20.99ha が整備されています。

住民1人当たりの緑地面積は、都市公園で 1.13 m²/人となっており、公園整備を進めたことで、前計画策定時の 0.81 m²/人よりも増加していますが、大阪府全体と比較しても低い水準となっています。

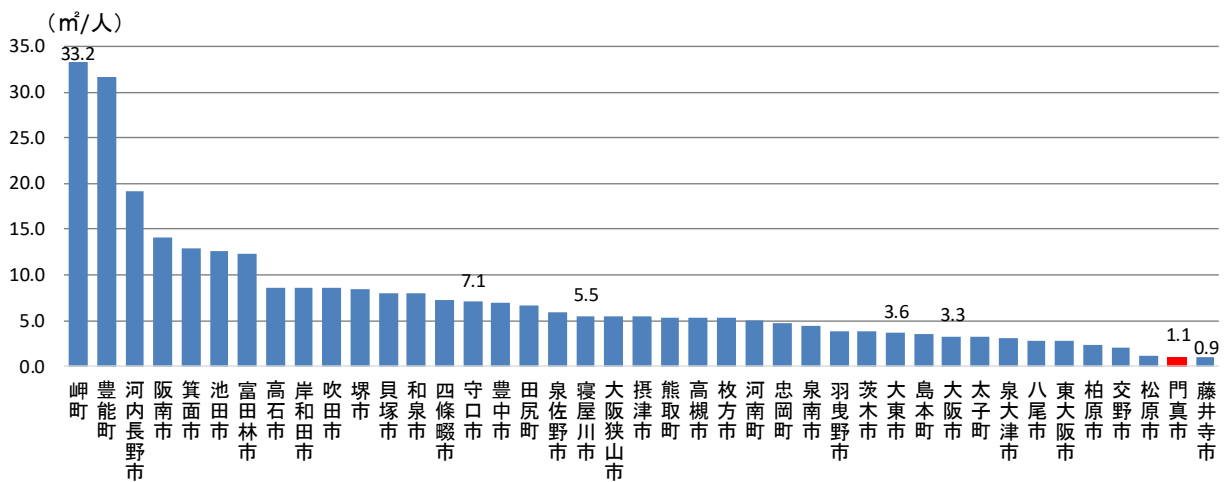
また、公共施設緑地や民間施設緑地を含めた施設緑地全体では 6.08 m²/人、地域制緑地を含めたすべての緑地では 7.79 m²/人となっています。門真市まちづくり基本条例による緑化などにより、緑地は増加しているものの、市域に山林や河川敷を含まないことや、高密度な市街地が形成されており、大規模な緑地や農地の少ない本市の特性上、近隣市と比較しても低い水準となっています。

表 8 緑地の現況

	平成12(2000)年度末			平成30(2018)年度末(現況)		
	整備量		m ² /人	整備量		m ² /人
	ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
街区公園	38	5.91	0.44	58	8.48	0.69
近隣公園*	2	4.70	0.35	2	4.76	0.39
住区基幹公園計	40	10.61	0.78	60	13.24	1.08
都市緑地	4	0.34	0.03	5	0.54	0.04
都市公園計	44	10.95	0.81	65	13.78	1.13
公共施設緑地	187	60.76	4.48	185	59.51	4.85
都市公園等合計	231	71.71	5.28	250	73.29	5.97
民間施設緑地	1	0.89	0.07	2	1.42	0.12
施設緑地計	232	72.60	5.35	252	74.71	6.08
生産緑地地区	80	19.04	1.40	72	17.17	1.40
その他法によるもの	3	0.10	0.01	3	0.10	0.01
法によるもの計	83	19.14	1.41	75	17.27	1.41
保存樹・樹林	14	2.00	0.15	25	1.88	0.15
条例に基づく緑化計画による緑化	—	—	—	919	1.83	0.15
条例等によるもの計	14	2.00	0.15	944	3.72	0.30
地域制緑地計	97	21.14	1.56	1,019	20.99	1.71
緑地総計	329	93.74	6.91	1,271	95.70	7.79
人口	135.7 千人			122.8 千人		
市域面積	1,228.0 ha			1,230.0 ha		
緑地の面積比率	7.6 %			7.8 %		
都市公園等の 住民1人当たり面積	都市公園	0.81 m ² /人		都市公園	1.13 m ² /人	
	都市公園等	5.28 m ² /人		都市公園等	5.97 m ² /人	

表 9 緑地の比較（参考）

自治体	緑地区分	面積 (ha)	市域に 占める割合(%)	1人当たり面積 (㎡/人)	備考
寝屋川市	施設緑地	201.08	8.1	8.30	寝屋川市みどりの基本計画改定版(平成 31(2019)年 3月)
	地域制緑地	162.12	6.6	6.80	
	合計	363.20	14.7	15.10	
大東市	施設緑地	46.88	2.6	3.82	大東市緑の基本計画(平成 29(2017)年 9月)
	地域制緑地	448.80	24.6	36.58	
	合計	495.68	27.1	40.40	
門真市	施設緑地	74.71	6.1	6.08	
	地域制緑地	20.99	1.7	1.71	
	合計	95.70	7.8	7.79	



資料：大阪府「大阪府都市公園一覧表」（平成 29（2017）年 3 月末現在）

図 13 1人当たりの都市公園面積(府内市町村)

(3) 都市公園の誘致圏

本市の都市公園の誘致圏をみると、北西地域のカバー率が高くなっている一方、北東地域や南西地域のカバー率が低くなっています。

ただし、児童遊園やチビッコ広場などの都市公園以外の公園も含めると、一部の地域を除いてほぼ全域がカバーされています。

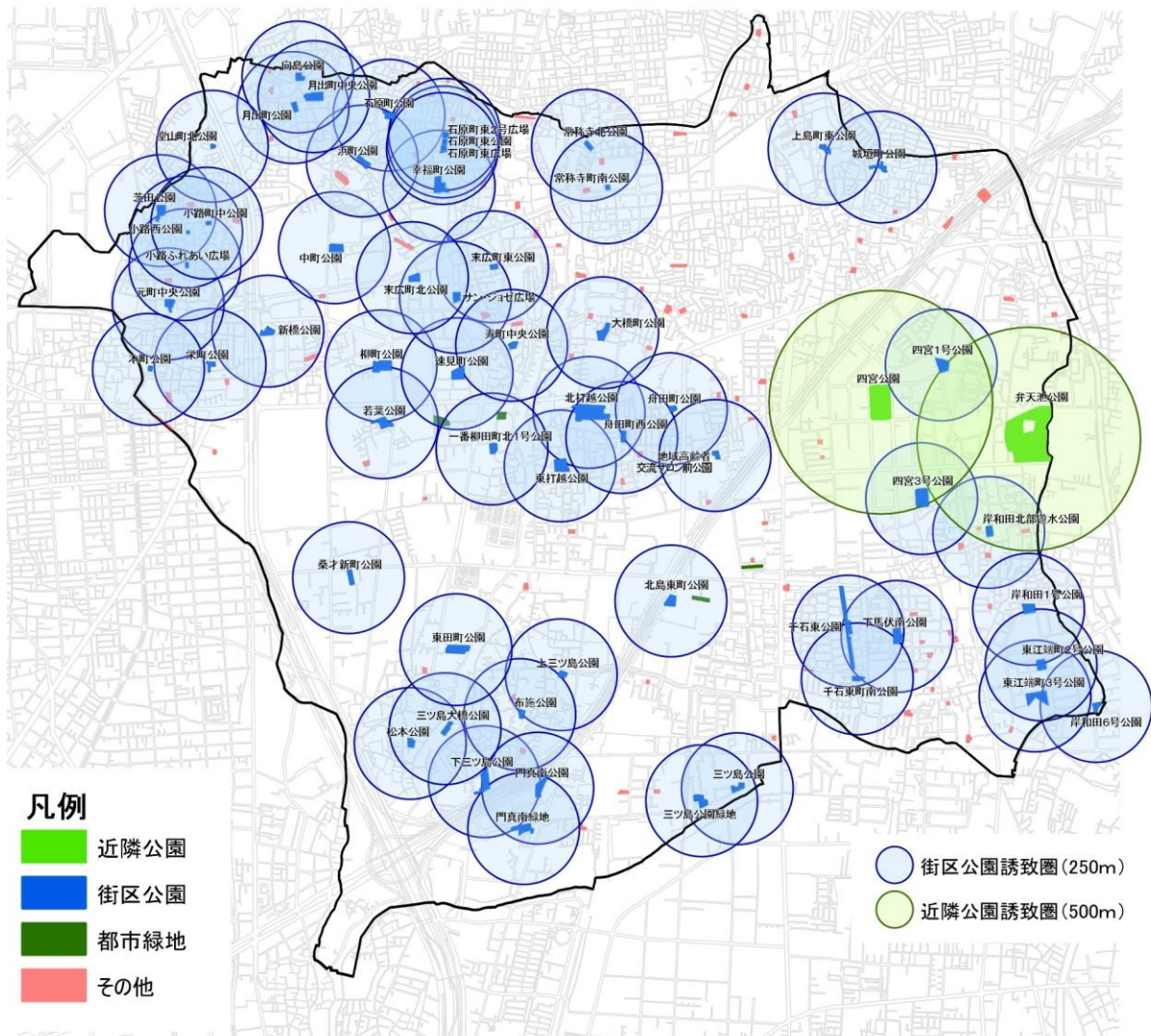


図 14 都市公園の誘致圏(平成 31(2019)年 3 月末現在)

(4) 緑視率*の現況

これまで、都市公園や緑地などの面積を確保する取組を進めてきましたが、市域のほぼ全域が市街地であり、まとまった緑地面積を確保することが困難な本市においては、人の目に映るみどりの量を増やす取組を進めることも重要となります。

国土交通省の社会実験では、緑視率が高まるにつれ、潤いややすらぎ、さわやかさを感じる心理的効果が向上するとされており、緑視率が25%以上になると、みどりが多いと感じる人の割合が高くなるとされています。

本市の中で、多くの人が利用する駅周辺等の主要な箇所の緑視率は以下のとおりです。

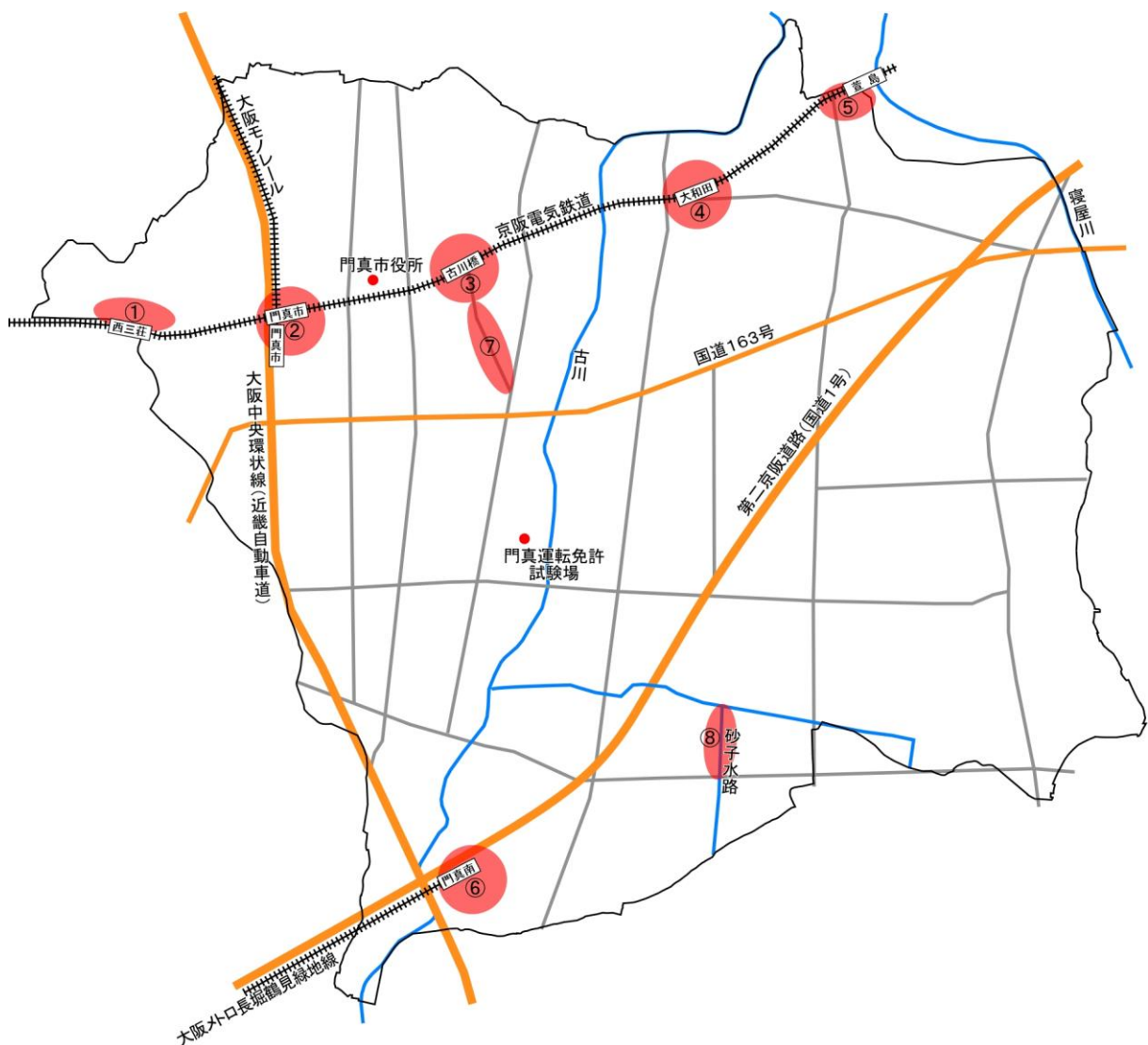


図 15 緑視率調査地点



①西三荘駅周辺（緑視率 8%）



②門真市駅周辺（緑視率 2%）



③古川橋駅周辺（緑視率 33%）



④大和田駅周辺（緑視率 12%）



⑤萱島駅周辺（緑視率 1%）



⑥門真南駅周辺（緑視率 11%）



⑦ルミエール前通り（緑視率 28%）



⑧砂子水路（緑視率 70%）

4 みどりに関わる市民意識

みどりに関わる市民意識を把握するため、アンケートやヒアリング、モニタリング調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査名	調査概要
みどりに関する市民アンケート調査	調査目的：市民のみどりに関する現状の満足度、施策の重要度や公園、自然環境等に対するニーズ等を把握する。 調査対象：無作為に抽出した20歳以上の市民3,000人 実施時期：平成30(2018)年10月26日～11月9日 回収状況：775件(回収率25.8%)
公園利用者ヒアリング・モニタリング調査	調査目的：公園の利用実態を把握するとともに、実際の利用者の公園整備や管理に対するニーズ等を把握する。 調査方法：対面による聞き取り方式 調査場所：市内の公園10ヶ所 調査期間：平成30(2018)年11月11日～18日 実施状況：平日174件、休日204件
子育て施設等利用者ヒアリング調査	調査目的：市内の子育て関連施設等を利用している子育て世代の意見を聞き、公園に対するニーズ等を把握する。 調査方法：対面による聞き取り方式 調査場所：認定こども園やスーパー等(計6ヶ所) 調査期間：平成30(2018)年11月12日～16日のうち3日間 実施状況：64件
市街化調整区域の農地保全や今後の土地利用を考えるアンケート調査	調査目的：市街化調整区域の農空間の今後のあり方や地域としての土地利用のあり方などについての意向を把握する。 調査対象：市街化調整区域内の土地所有者172人 実施時期：平成30(2018)年10月26日～11月9日 回収状況：西地区36件(回収率52.2%) 北地区32件(回収率31.1%)
生産緑地アンケート調査	調査目的：生産緑地地区の営農環境や今後の意向を把握する。 調査対象：生産緑地地区の土地所有者90人 実施時期：平成30(2018)年10月26日～11月9日 回収状況：54件(回収率60%)

※調査結果については、主な設問項目を抜粋して記載しています。

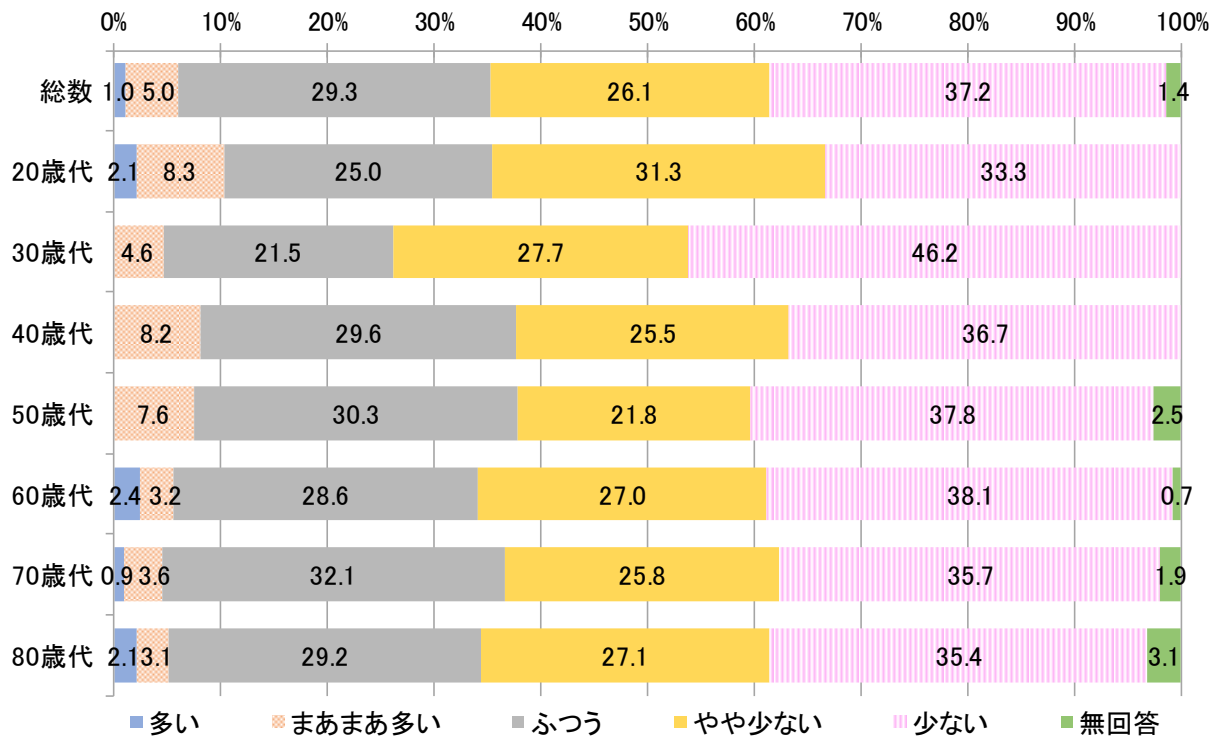
※複数回答については、回答者数を基数として割合を算出しています。

(2) みどりに関する市民アンケート調査結果

①門真市全体のみどりの量について

全体では6割以上が「やや少ない」「少ない」と回答しています。

年代別にみると、30歳代の5割近くが「少ない」と回答しています。

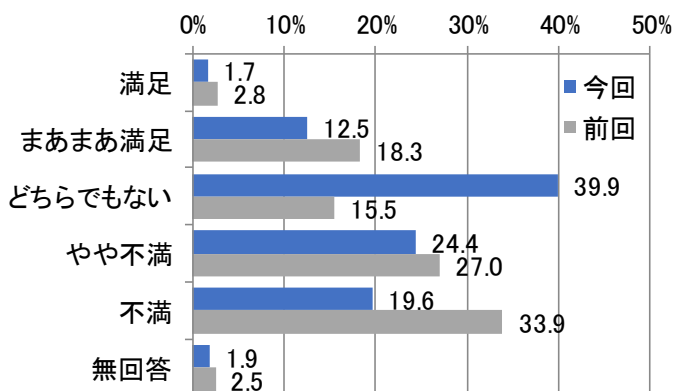


②門真市のみどりに対する満足度

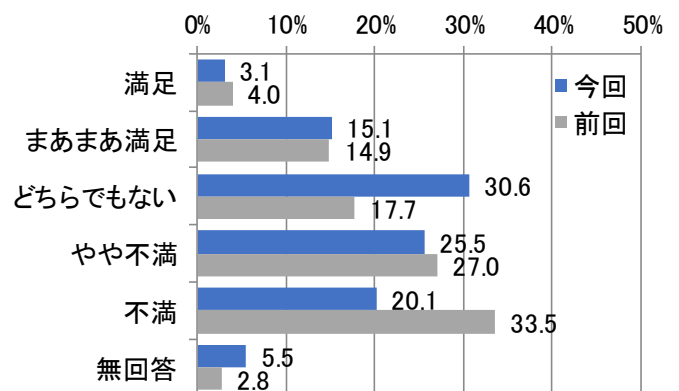
「市全体のみどり」「住まいの近くのみどり」とともに、前回調査（平成13（2001）年実施）と比較すると「不満」が大きく減っています。

一方、「満足」「まあまあ満足」と回答している割合は、減少もしくは微増となっています。

【市全体のみどり】



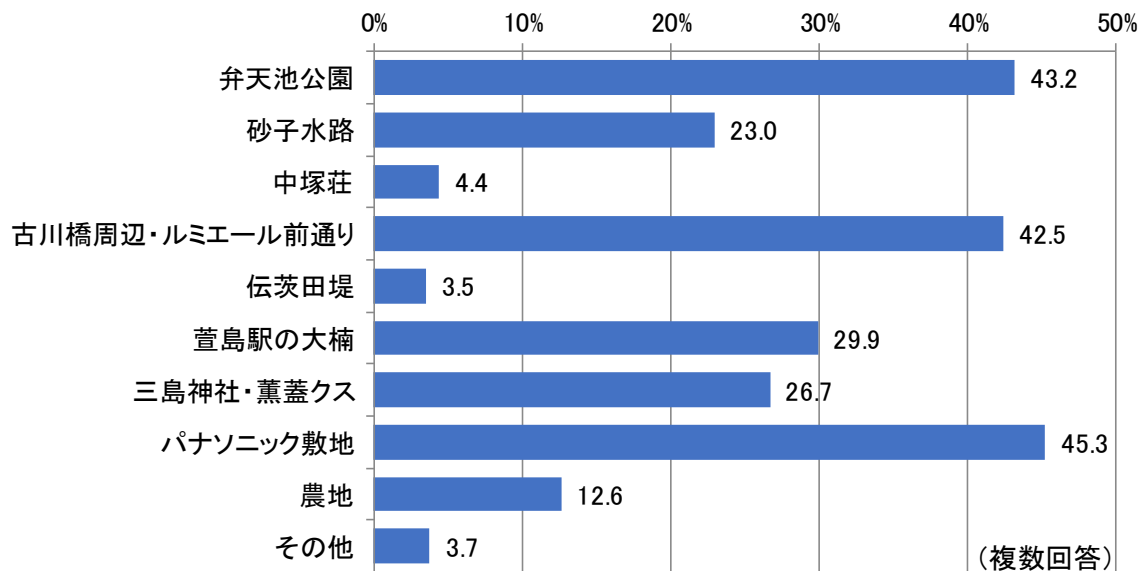
【住まいの近くのみどり】



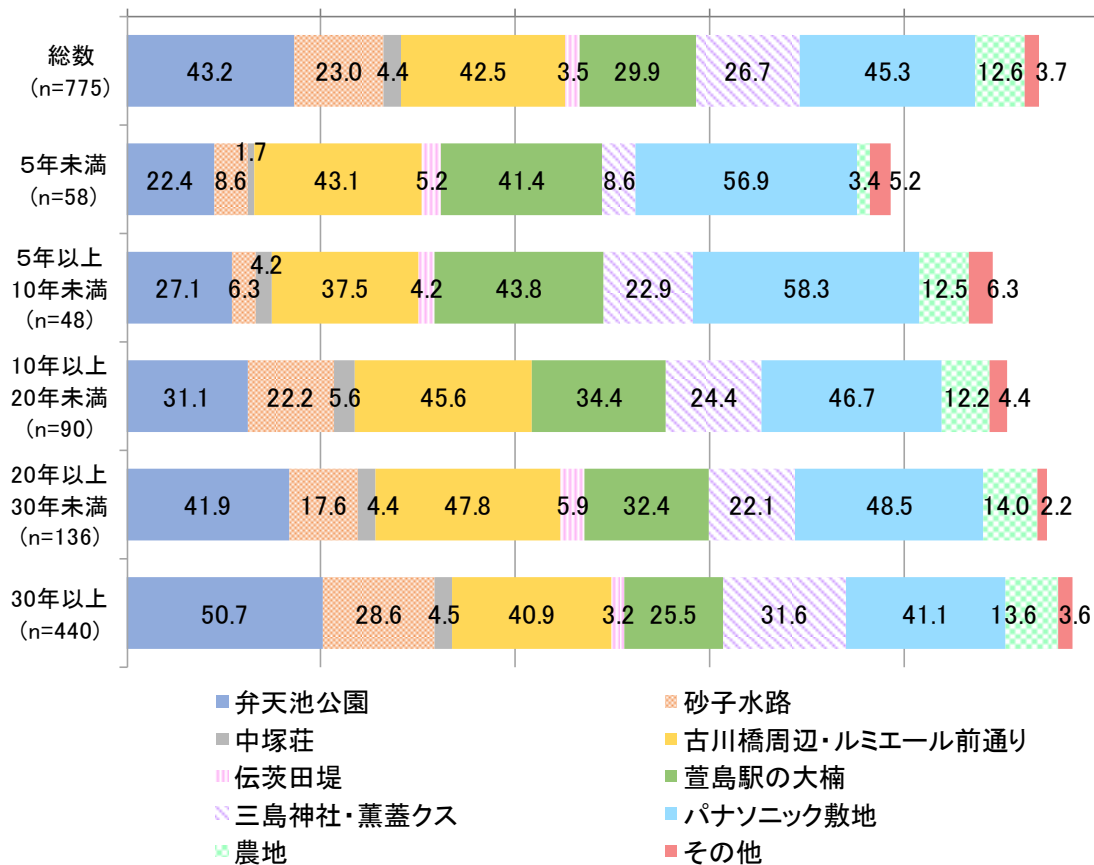
③門真市のみどりで、門真市らしさを感じる場所

全体では「パナソニック敷地」「弁天池公園」と回答する割合が高くなっています。

居住年数別にみると10年未満では「弁天池公園」「砂子水路」と回答する割合が低くなっています。



居住年数 (%)



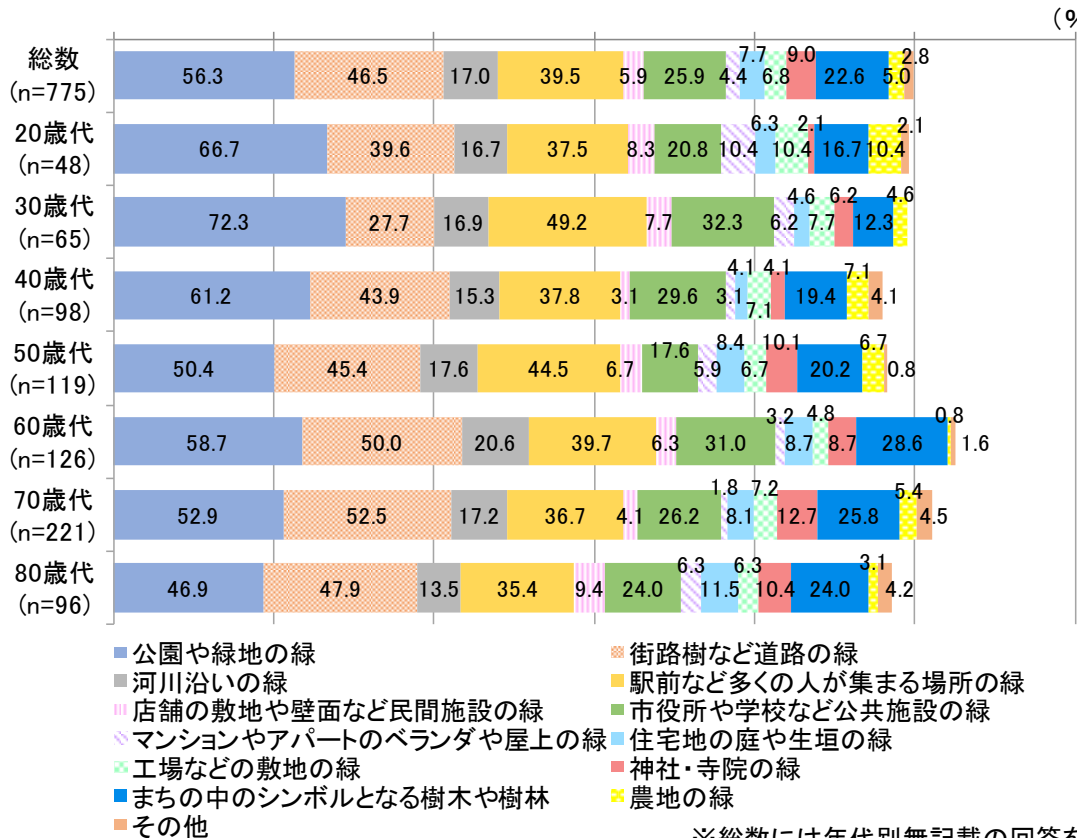
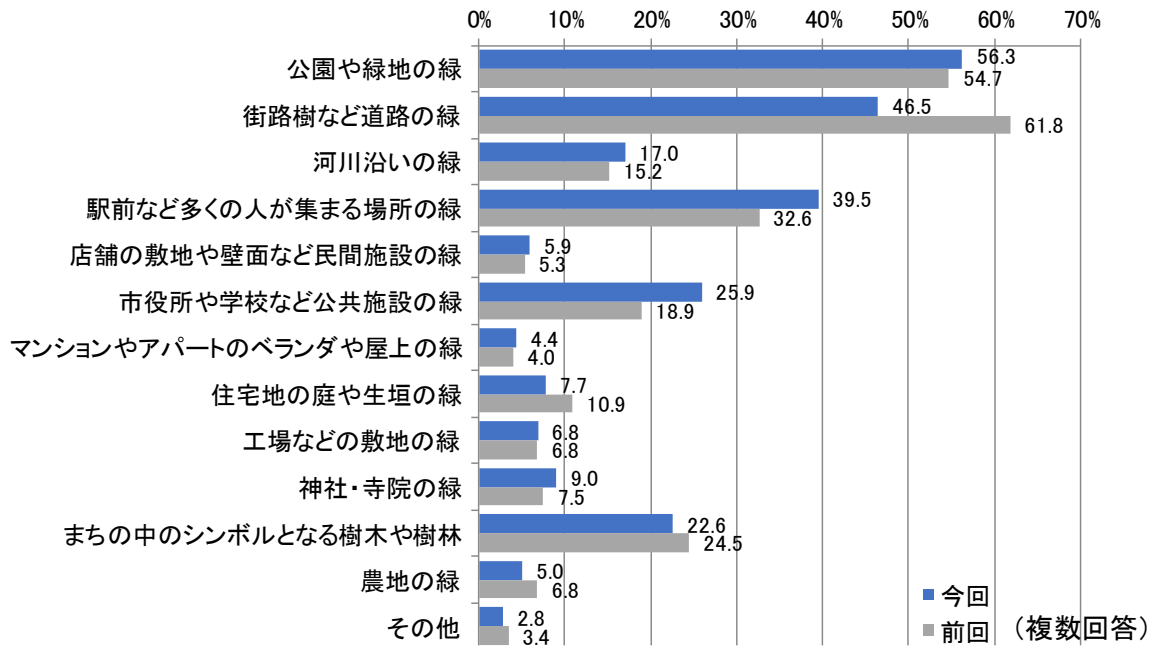
※総数には居住年数別無記載の回答を含む

④門真市のみどりで充実させるべきもの

全体では「公園や緑地の緑」「街路樹など道路の緑」「駅前など多くの人が集まる場所の緑」と回答する割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「街路樹など道路の緑」が減少、「駅前など多くの人が集まる場所の緑」「市役所や学校など公共施設の緑」が増加しています。

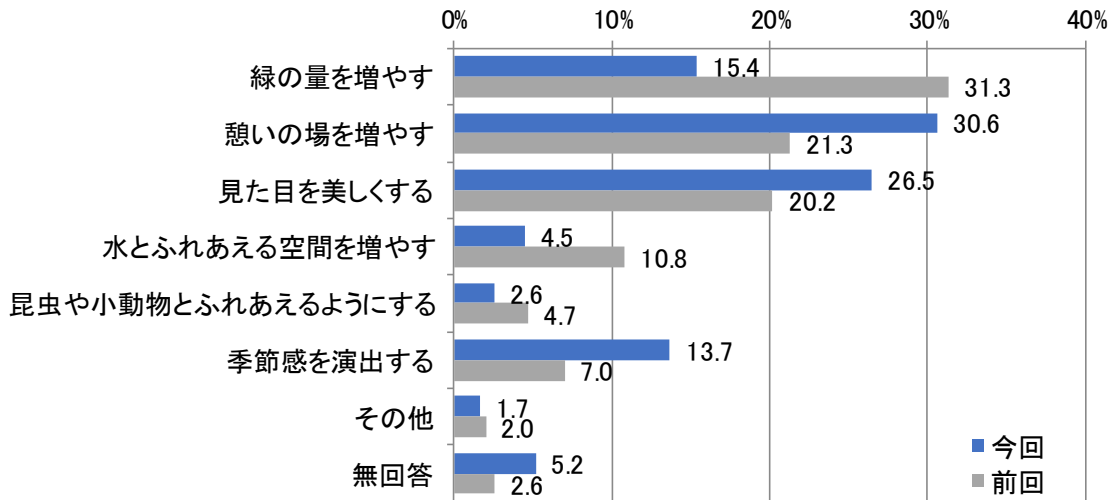
年代別にみると30歳代では、「駅前など多くの人が集まる場所の緑」「市役所や学校など公共施設の緑」と回答する割合が高くなっています。



※総数には年代別無記載の回答を含む

⑤門真市のみどりに対して望むこと

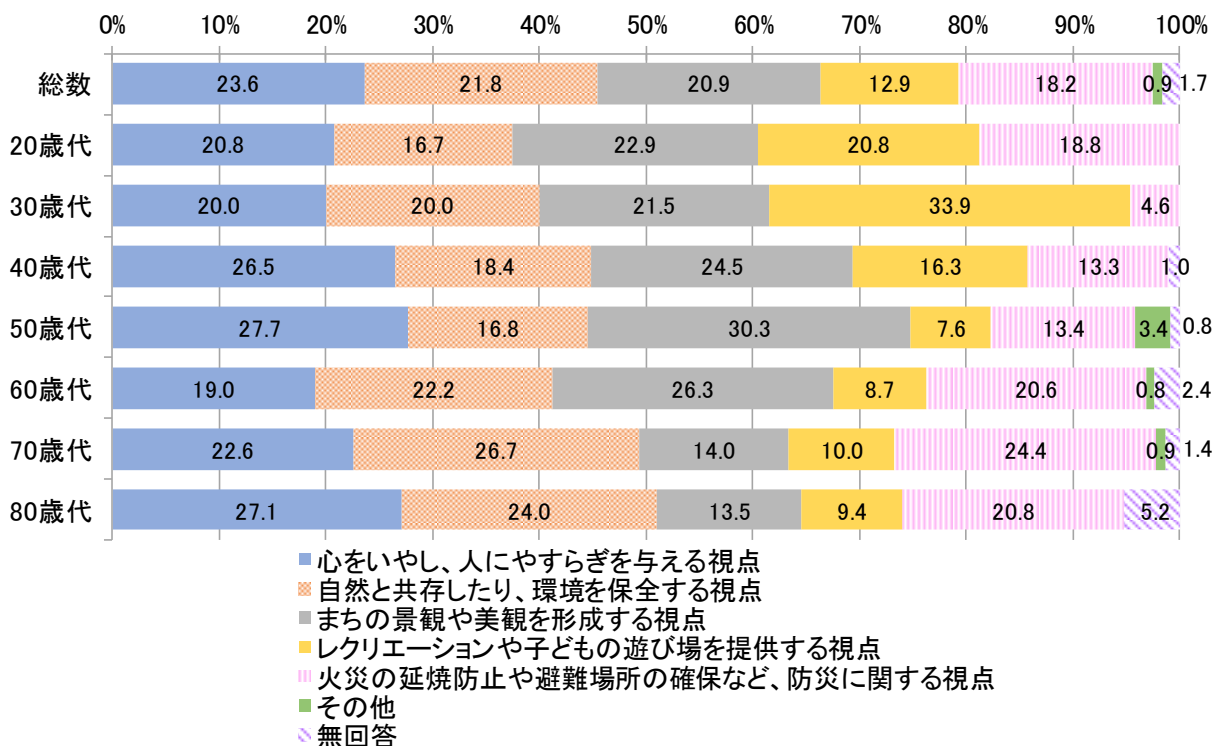
「緑の量を増やす」が前回調査より大幅に減少しています。一方、「憩いの場を増やす」「見た目を美しくする」「季節感を演出する」は増加しています。



⑥門真市のみどり施策を進めるにあたり必要な視点

全体では、「心をいやし、人にやすらぎを与える視点」と回答する割合が高くなっています。

年代別にみると、20歳代から40歳代の子育て世代は「レクリエーションや子どもの遊び場を提供する視点」、60歳代以上で「火災の延焼防止や避難場所の確保など、防災に関する視点」と回答する割合が高くなっています。

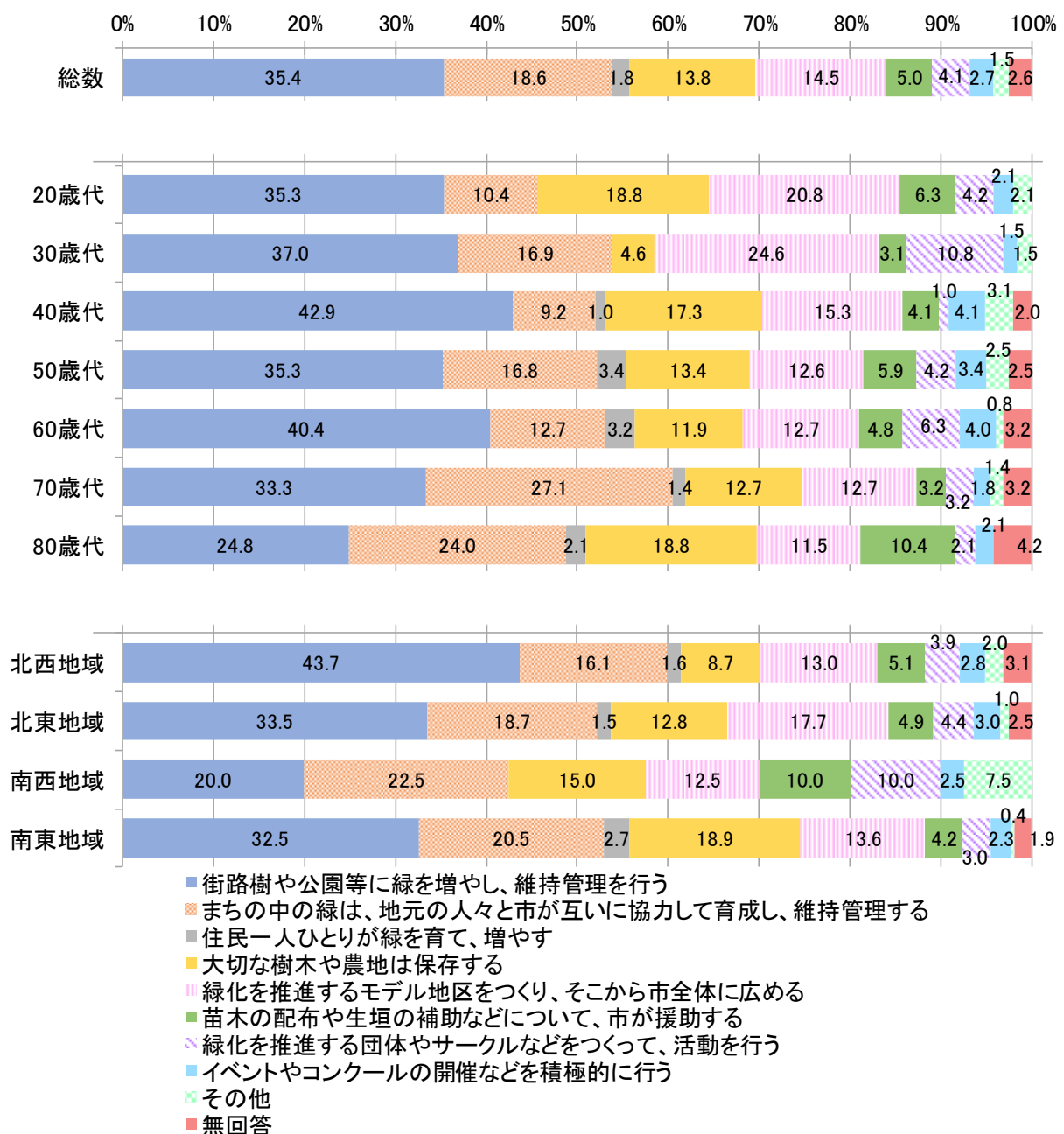


⑦門真市に必要となるみどり施策

全体では、「街路樹や公園等に緑を増やし、維持管理を行う」と回答する割合が高くなっています。

年代別にみると、20歳代や30歳代は「緑化を推進するモデル地区をつくり、そこから市全体に広める」、70歳代や80歳代は「まちの中の緑は、地元の人々と市が互いに協力して育成し、維持管理する」と回答する割合が高くなっています。

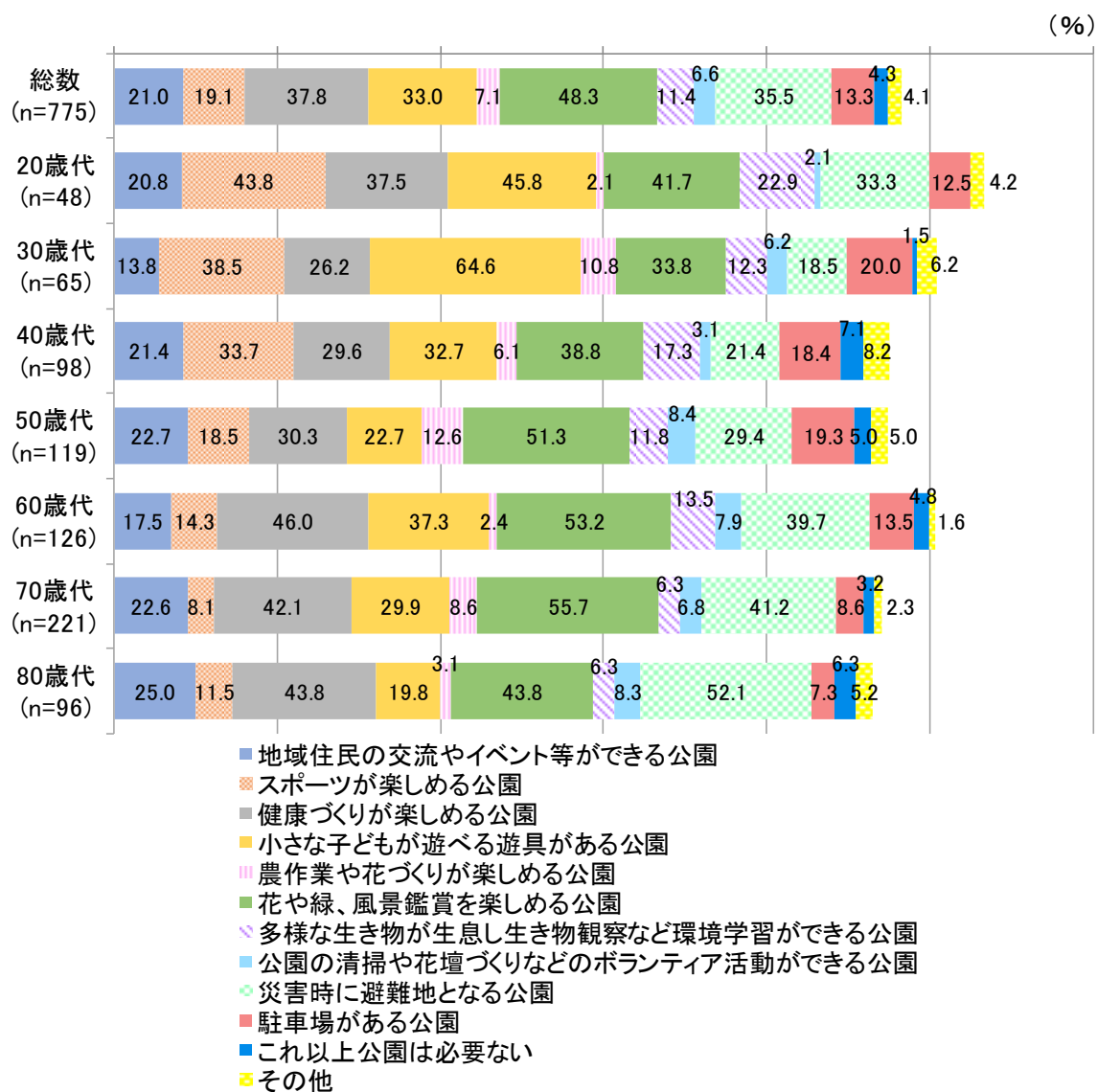
地域別にみると、北西地域は「街路樹や公園等に緑を増やし、維持管理を行う」、北東地域は「緑化を推進するモデル地区をつくり、そこから市全体に広める」、南西地域、南東地域は「まちの中の緑は、地元の人々と市が互いに協力して育成し、維持管理する」と回答する割合が他の地域と比べ高くなっています。



⑧あればよいと思う公園

全体では、「花や緑、風景鑑賞を楽しめる公園」と回答する割合が高くなっています。

年代別にみると、20歳代と30歳代は「小さな子どもが遊べる遊具がある公園」、60歳代から80歳代は「健康づくりが楽しめる公園」「災害時に避難地となる公園」と回答する割合が高くなっています。



(複数回答)

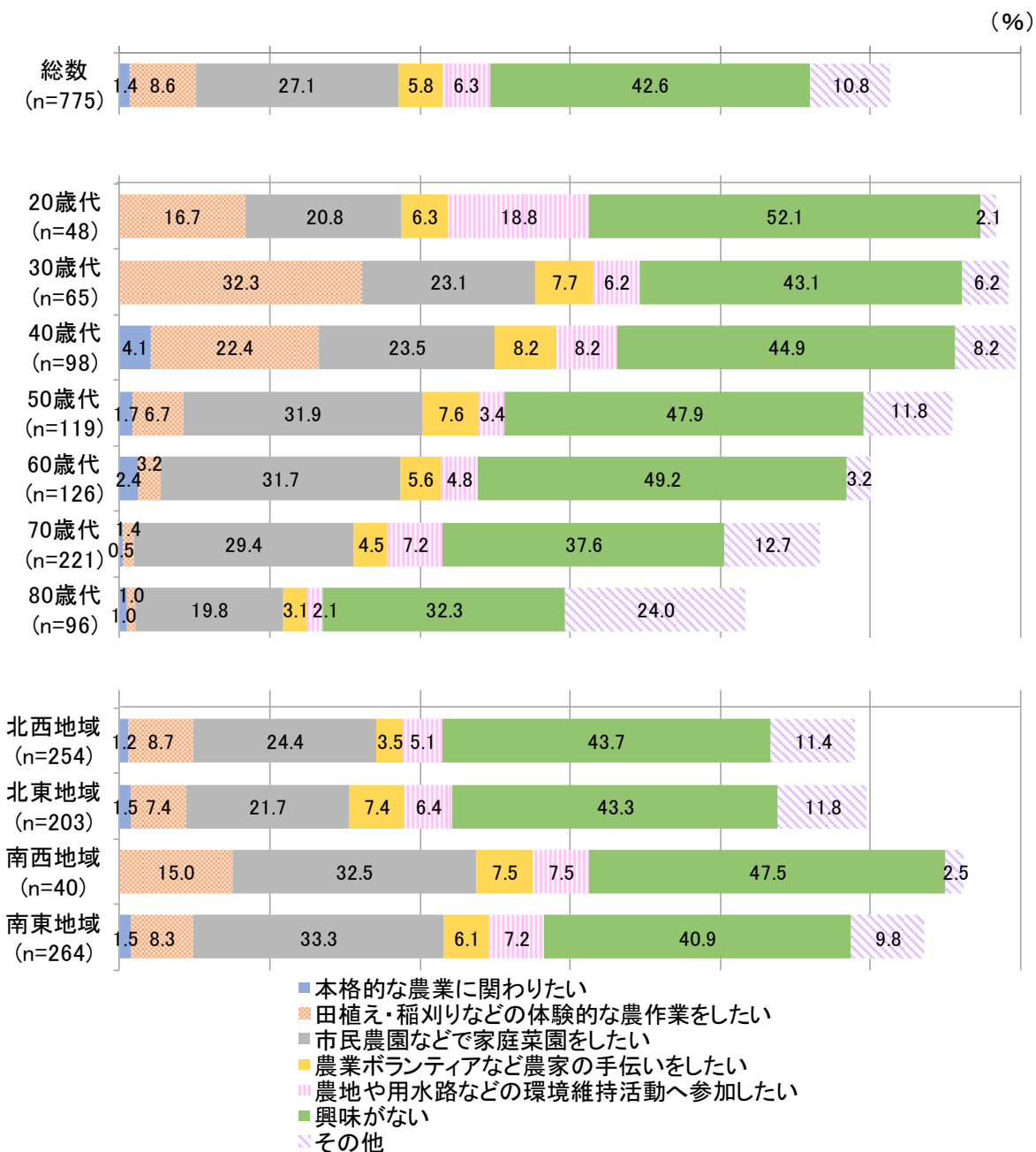
※総数には年代別無記載の回答を含む

⑨市街地の農地への関わりの意向

全体では、「興味がない」と回答する割合が高くなっています。

年代別にみると、20歳代から40歳代は「田植え・稲刈りなどの体験的な農作業をしたい」と回答する割合が高くなっています。

地域別にみると、南西地域、南東地域は「市民農園などで家庭菜園をしたい」と回答する割合が高くなっています。

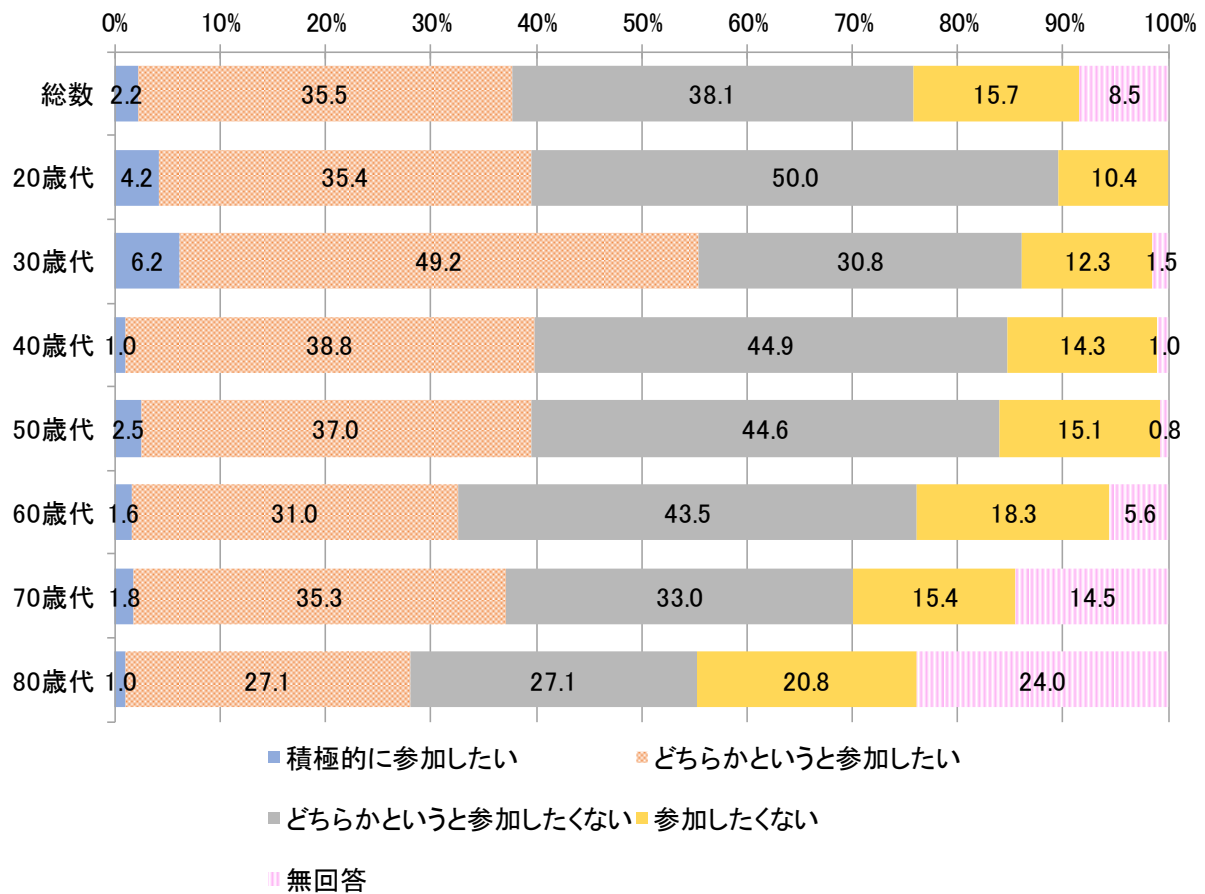


(複数回答)

※総数には年代別、居住地域別無記載の回答を含む

⑩これからのみどりの活動への参加意向

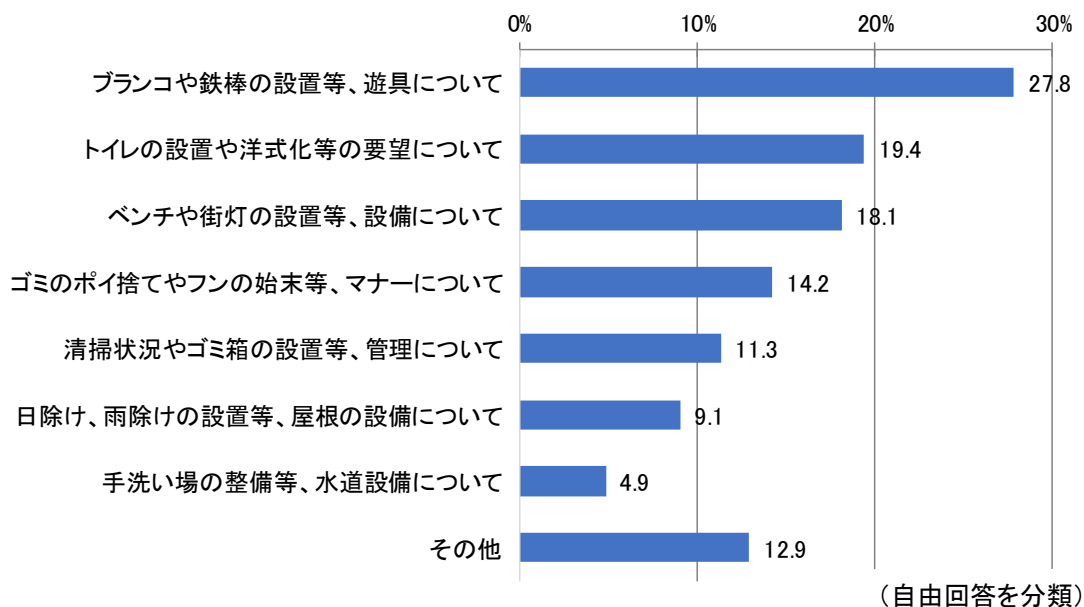
全体では「どちらかというに参加したくない」と回答する割合が高くなっています。一方、「どちらかというに参加したい」も高くなっており、ほぼ同じ割合となっています。
年代別にみると、30歳代は最も参加意欲が高くなっています。



(3) 公園利用者ヒアリング・モニタリング調査結果

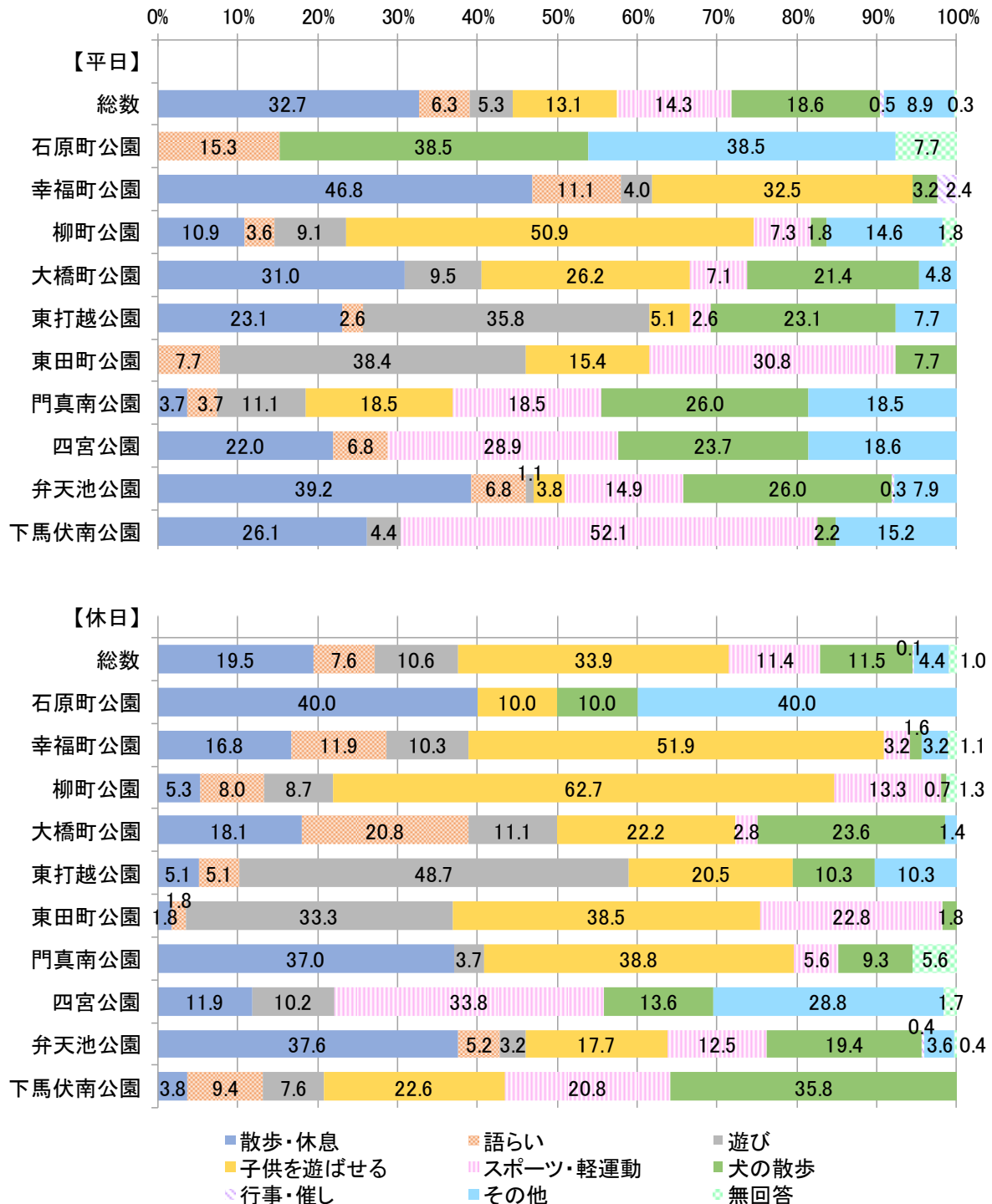
①公園の改善点と要望

遊具に関する意見が最も多く、次いでトイレの設置などの設備に関する意見となっています。



②公園の主な利用状況

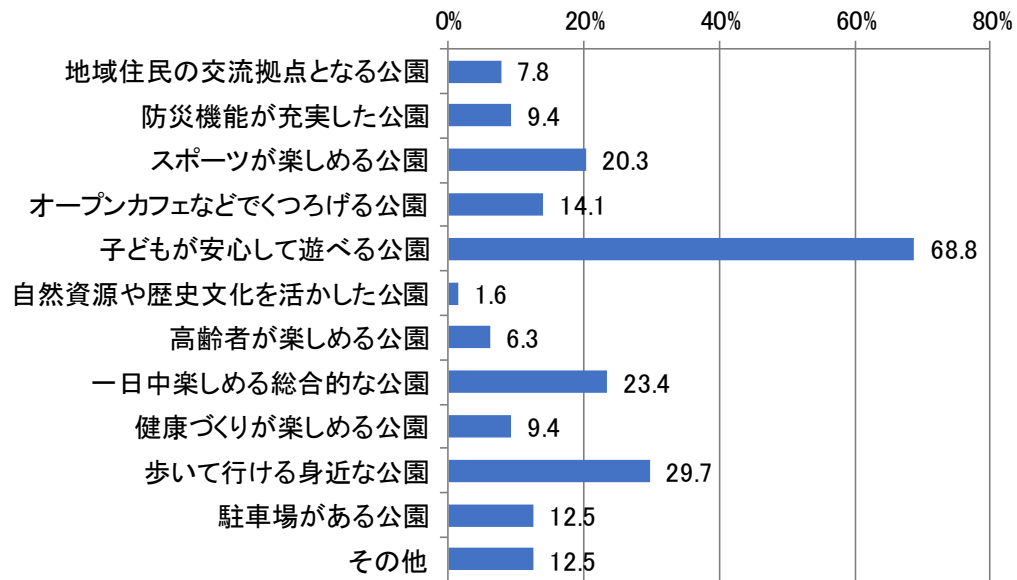
平日は「散歩・休息」「犬の散歩」の利用が多くなっており、休日は「子どもを遊ばせる」「散歩・休息」の利用が多くなっています。



(4) 子育て施設等利用者ヒアリング調査結果

①今後の門真市の公園整備に期待すること

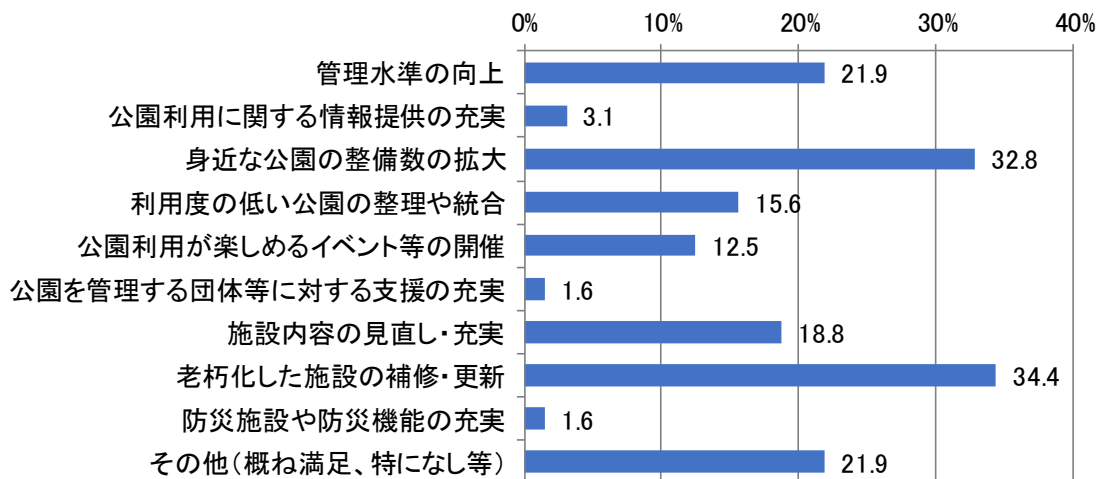
「子どもが安心して遊べる公園」が最も多く、次いで「歩いて行ける身近な公園」となっています。



(複数回答)

②今後の公園の整備や管理に関して門真市に期待すること

「老朽化した施設の補修・更新」が最も多く、次いで「身近な公園の整備数の拡大」となっています。

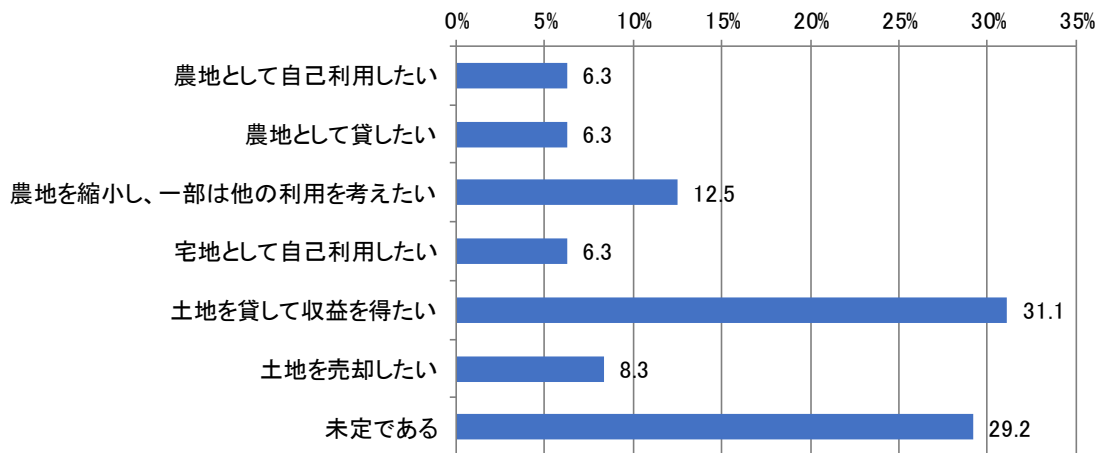


(複数回答)

(5) 市街化調整区域の農地保全や今後の土地利用を考えるアンケート調査結果

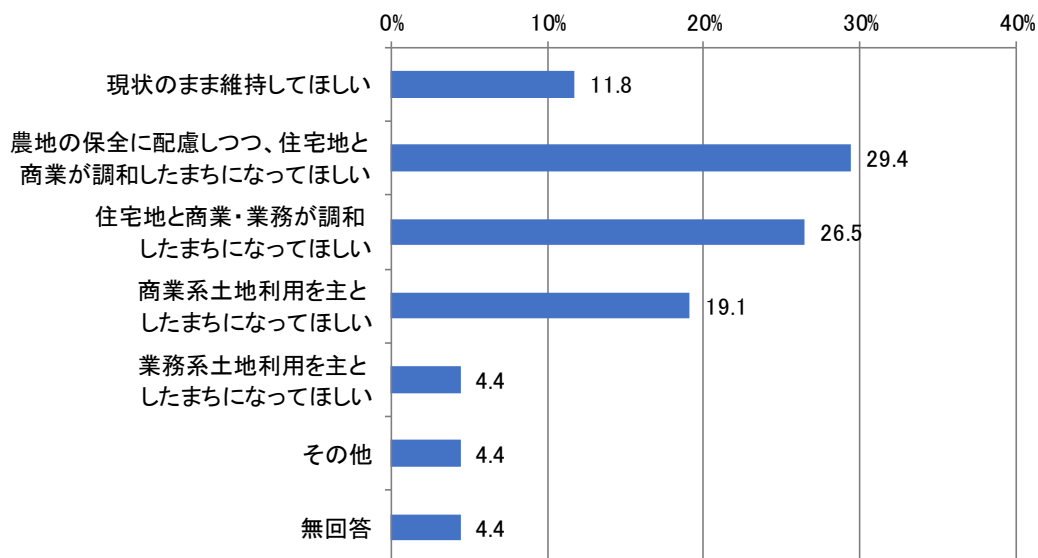
①現在、農地である土地の今後（概ね10年後）の利用意向

「土地を貸して収益を得たい」が最も多く、次いで「未定である」「農地を縮小し、一部は他の利用を考えたい」となっています。



②市街化調整区域のまちの将来像

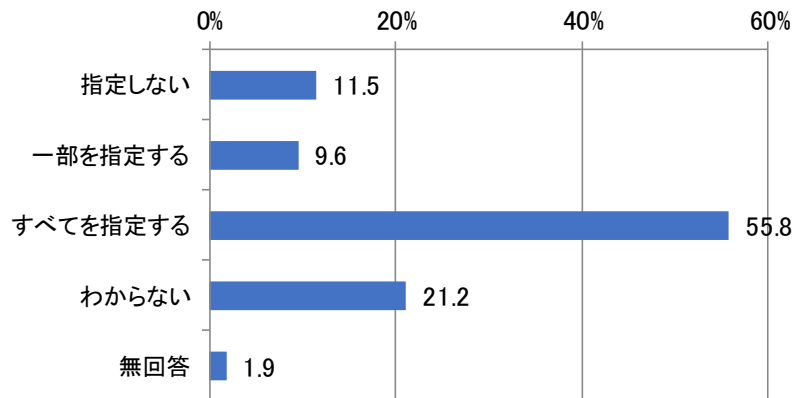
「農地の保全に配慮しつつ、住宅地と商業が調和したまちになってほしい」が最も多く、次いで「住宅地と商業・業務が調和したまちになってほしい」「商業系土地利用を主としたまちになってほしい」となっています。



(6) 生産緑地アンケート調査結果

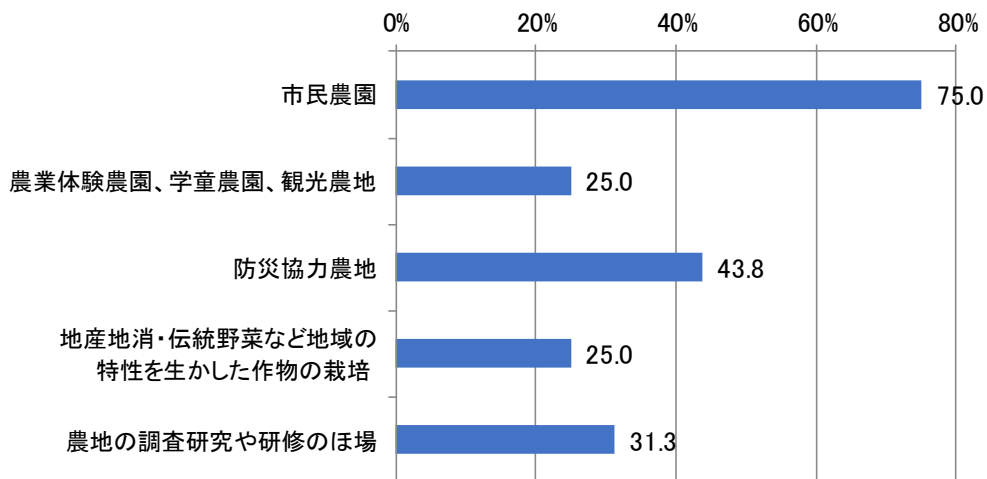
①特定生産緑地*への指定意向

「すべてを指定する」が最も多くなっています。



②生産緑地を貸してもよいと思う利用方法

「市民農園」が最も多く、次いで「防災協力農地」「農地の調査研究や研修のほ場」となっています。



(複数回答)

(7) みどりに関わる市民意識の考察

みどりに関する市民アンケートから、本市のみどりの量は少ないと感じながらも、単に量を増やすのではなく、駅前や公共施設など人が集まりやすい場所のみどりの質を高めることを重視していることがうかがえます。

みどり施策を進めるには、憩いの場としてはもちろんのこと、レクリエーションや子どもの遊び場、近年頻発している災害に備えるための視点も求められています。

農地については、田植え体験や市民農園など、気軽に参加できる農業に関心があることがうかがえます。

公園利用者及び子育て施設等利用者のヒアリング調査からは、公園の遊具やトイレなどの設備面での課題や、子どもたちが安心して遊べる公園の整備が望まれていることがうかがえます。

市街化調整区域及び生産緑地アンケートからは、農地を市民農園などといった市民交流の場や、安全・安心のための防災協力農地として活用してもよいという意向もうかがえます。

これらのことから、みどりの質を高め、景観を美しく保ち、心地よい空間を創出することが求められています。また、防災を意識しつつ、子どもからお年寄りまでがそれぞれの目的にあった利用ができる公園の整備が求められています。

5 みどりを取り巻く社会情勢の変化

(1) 人口減少、少子高齢社会への対応

全国的に人口減少、少子高齢化が進んでおり、今後、団塊世代の相続期を迎えるのに伴い、これら高齢者世帯が居住していた住宅やその敷地が、空き家や空き地となり、低未利用地*が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進むと、景観の阻害要因となるなど、地域の魅力・価値を低下させることが懸念されます。

(2) 成熟社会・ライフスタイルの多様化

現代社会において、物質的・制度的環境の整備がほぼ充足し、経済成長追求型の発展とは異なる社会の発展のあり方が模索されており、今後は、物理的な「量」よりも「質」の充実が重視される傾向にあります。

また、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進や生きがいづくりに寄与するため、利用者のライフスタイルにあわせた公共施設の機能の再編が推進されています。

(3) 頻発する災害への備え

近年、地震や台風、大雨や市街地火災など大規模な災害が頻発しており、安全・安心に対するニーズが高まっています。防災・減災のまちづくりに向けて、避難場所の確保や浸水対策、火災発生時の延焼防止など防災機能の向上が求められています。

(4) 環境問題への対応

温室効果ガスの増加による地球温暖化の防止や生態系のバランスを維持するための生物多様性の確保等が課題となっており、市街地においては、ヒートアイランド現象への対応などが求められています。

(5) 市民協働・共創、官民連携の推進

福祉や子育て、防犯、防災など、地域の公共的課題が多様化、複雑化してきている一方、地域コミュニティの希薄化が進んでおり、これらの課題を行政だけでなく、市民やNPO*、企業など様々な主体が協働・共創して解決していく仕組みづくりが求められています。

また、厳しい財政状況の中でも、市民サービスを低下させないために、民間活力の導入等の必要性も高まっており、官民連携の取組が推進されています。

6 門真市のみどりの課題

(1) みどりの量を確保しつつ、質の高いみどりの創出

- ・本市は、市域のほぼ全域が市街地となっており、近隣市と比較して緑地面積が少ない状況にあることから、みどりの量を確保することは重要な課題です。
- ・一方、市民のみどりに対するニーズとしては、見た目の美しさや季節感の演出など景観を重要視する傾向となっており、また、若い世代を中心に、重点的なみどりの確保が望まれていることから、みどりの質の向上に注力した取組が求められます。
- ・本市のみどりに関心を持つ市民を増やすためにも、市街地の中に点在する樹林地や樹木、街路樹、水路などを適切に維持・保全することにより、みどりの量を確保しつつ、質の高い、門真らしいみどりを創出し、シビックプライド*を醸成することが求められます。

(2) みどりの多面的機能の活用

- ・近年頻発する災害などにより、市民の安全・安心に対するニーズは高まっており、災害時に避難地となる公園の整備などが求められます。また、みどり施策を進めるにあたっては、自然との共存や環境を保全する視点も重要視されています。
- ・本市の北部には密集市街地が広がっており、今後、人口の減少に伴い増加する空き家や空き地を有効活用した、防災機能を有するみどりの創出やオープンスペースの確保等が求められます。
- ・みどりは、災害を抑制する機能や、災害時の避難場所としての役割、生物多様性の確保やヒートアイランド現象を緩和するなどの機能を有しており、防災や環境保全の視点での施策の推進が求められます。

(3) 地域資源としての都市農地の活用

- ・市街化調整区域内の農地については、無秩序な開発を防止し、住宅地や商業・業務地と調和した農地として保全することが求められます。
- ・農業の後継者が不足する中、市街化区域*内に存する生産緑地地区は、営農だけでなく、市民農園や防災協力農地として活用することの意向も示されており、市民農園を借りたいという市民ニーズもあることから、農地の多様なあり方を検討することが求められます。
- ・生産緑地地区は、平成4（1992）年の当初指定から30年を経過することによる減少が想定されることから、特定生産緑地の指定や、面積要件を緩和したことによる小規模農地の保全、追加指定の促進が求められます。

(4) 都市公園等の適正な配置と適切な維持管理

- ・地域によってみどりの分布状況が異なることから、配置バランスを考慮しながら公園を整備することが求められます。
- ・公園については、ベンチやトイレの整備など、滞在しやすい環境を整えることで、日常的に

やすらげる憩いの場となることが求められます。

- 子育て世代が住みやすい環境づくりの一環として、安全性の高い遊具を設置するなど、子どもが安心して遊べる公園を整備することが求められます。
- 地域住民が維持管理してきた公園は、高齢化や担い手不足により取組の継続が困難となってきたことから、維持管理の手法の転換が求められます。

(5) ライフステージ*や地域特性にあわせたみどり施策の展開

- 子育て世代や高齢者など、ライフステージによってみどりに対する満足度や求めるニーズが異なっています。子育て世代に配慮した駐車場やトイレの整備、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*に配慮した公園を整備することが求められます。
- 本市の北部の密集市街地では、緑被率が10%未満となっています。北部と南部によってみどりの分布状況が異なり、住民のみどりに対するニーズも異なっていることから、地域特性にあわせた効果的なみどり施策を展開していくことが求められます。

(6) みどりのネットワークの形成

- 限られた市域の中で、みどりを創出していくためには、街路や水路などを活用しながら、まちの骨格となるみどりの空間を創出していくことが求められます。
- 本市に隣接して、大規模な公園（鶴見緑地、深北緑地）が整備されており、市民アンケート調査結果から多くの市民が利用している実態がうかがえることから、これらの公園が担う役割なども踏まえつつ、広域でのみどりのネットワークを検討し、市内の公園を整備することが求められます。

7 改定の視点

本市のみどりの課題を踏まえ、これからのみどりのまちづくりに求められる視点を以下のよう
に整理します。

視点① まちの魅力につながるみどり豊かな空間の創出

- ・市民ニーズに対応し、地域特性を生かした門真らしいみどりの創出
- ・環境に配慮した良質なゆとりあるみどりの保全

視点② 多面的機能を有する都市農地の保全や活用

- ・地域の防災力向上や環境保全に資するみどりとしての農地活用
- ・市民同士の協働・交流の場としての農地活用

視点③ 市民の多様なライフスタイルやライフステージに応じた公園の活用

- ・子育て世代が安心して利用できる安全な公園の配置
- ・コミュニティ形成や生きがいづくりにつながるみどりに関わる機会の創出

第3章 目指すべきみどりの方向性

1 みどりの将来像

本市は、かつて「門真の荘」と呼ばれ、農地の広がるみどり豊かな地域でした。その後、高度経済成長期に急激に市街化が進んだため、みどりも減少しました。

現在は、市域のほぼ全域が市街化されており、公園やまちなみの中の樹木、農地が貴重なみどりとなっています。

みどりは、快適な環境や景観を形成することをはじめ、多様な機能を有するものであり、特に、みどりの空間が人の心をいやし、ゆとりややすらぎをもたらす機能が重要視されています。

また、みどりを育て増やす活動は、市民の愛着・誇りを醸成し、美しいみどりは都市の魅力を高めることにつながります。

上位・関連計画も踏まえつつ、みどりの基本計画におけるみどりの将来像を「みどりが美しく 魅力あふれるまち 門真」と設定し、市民との協働等により質の高い美しいみどりを創出・保全することで、選ばれ続けるまちを目指します。

門真市第6次総合計画

まちの将来像：人情味あふれる！ 笑いのたえないまち 門真

まちづくりの方向性：

- ・働きながら、子育てしながら暮らしやすい便利で快適な職住近接の「まち」に
 - ・子どもを真ん中に地域みんながつながる健康で幸せな地域共生の「まち」に
- ⇒どんな世代も、学び働き、夢をかたれる『人情味あふれる笑いのたえないまち門真』に

関連する基本施策：

憩いの場の充実（みどりと公園の整備、公園施設の長寿命化、水路の保全と親水空間の創出）

門真市都市計画マスタープラン

将来都市像：市民とともに育む 魅力と活力あるまち 門真

目標：①人が支え合う定住性の高い都市づくり

②元気な生活を確保する活動しやすい都市づくり

③まちの発展につなげる活力のある都市づくり

みどりの将来像

みどりが美しく 魅力あふれるまち 門真

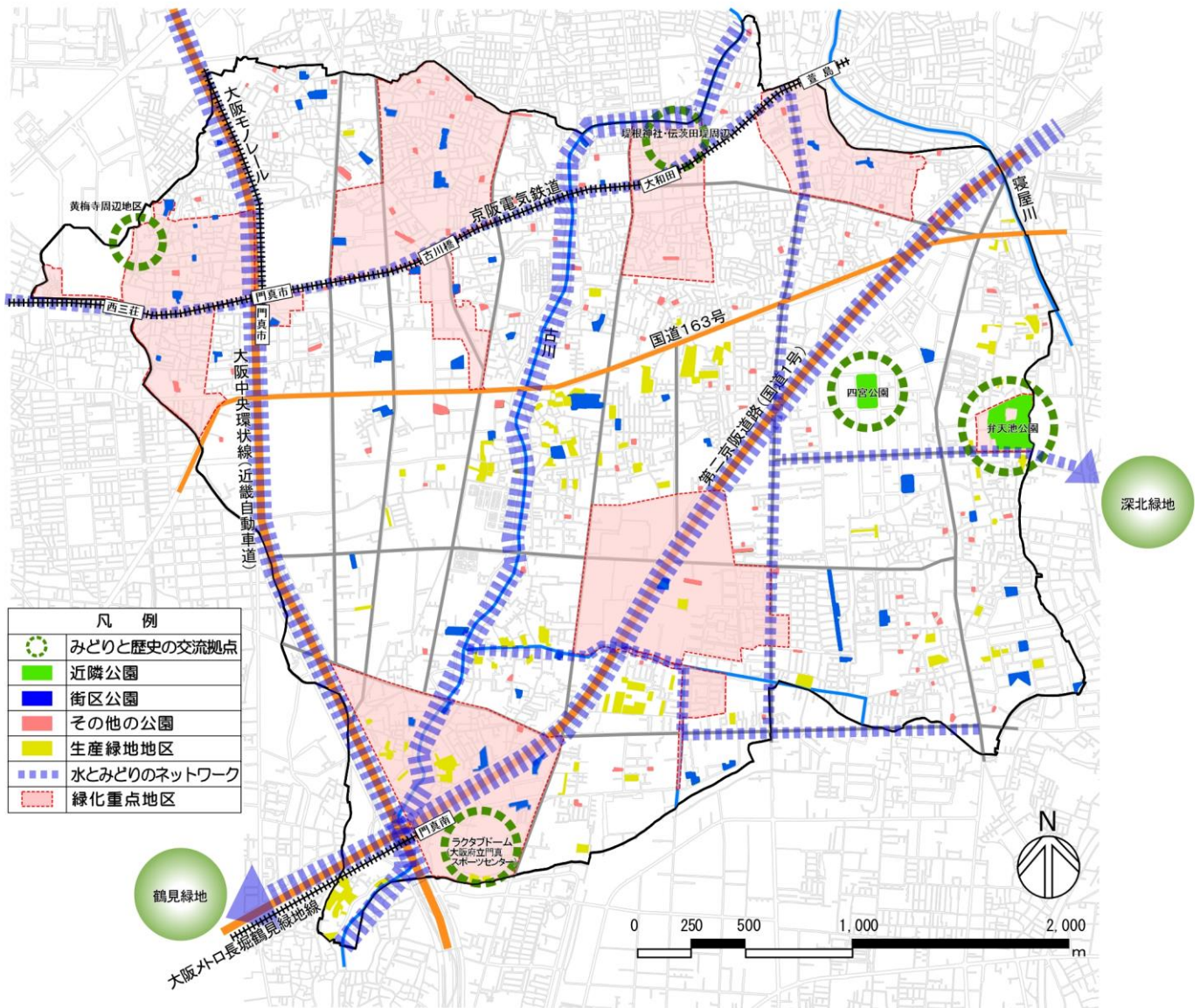


図 16 みどりの将来像図

2 みどりのまちづくりの基本方針

みどりの将来像を実現するために、みどりのまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

みどりが美しく
魅力あふれるまち
門真

基本方針1 魅力向上に資するみどりのまちづくり

歴史、文化、風土が織り成す美しい風景の重要な構成要素であるみどりを保全するとともに、市の顔となるみどりを充実させることで、市民の愛着と誇りの醸成を図ります。

基本方針2 市民の安全・安心な暮らしを支えるみどりのまちづくり

防災機能の充実など、まちの安全性を高めるためのみどりの保全と活用を推進し、都市公園などの計画的な維持管理を行うことで、誰もが安心して住み続けられるみどりの空間を創出します。

基本方針3 日々の生活で潤いを実感できるみどりのまちづくり

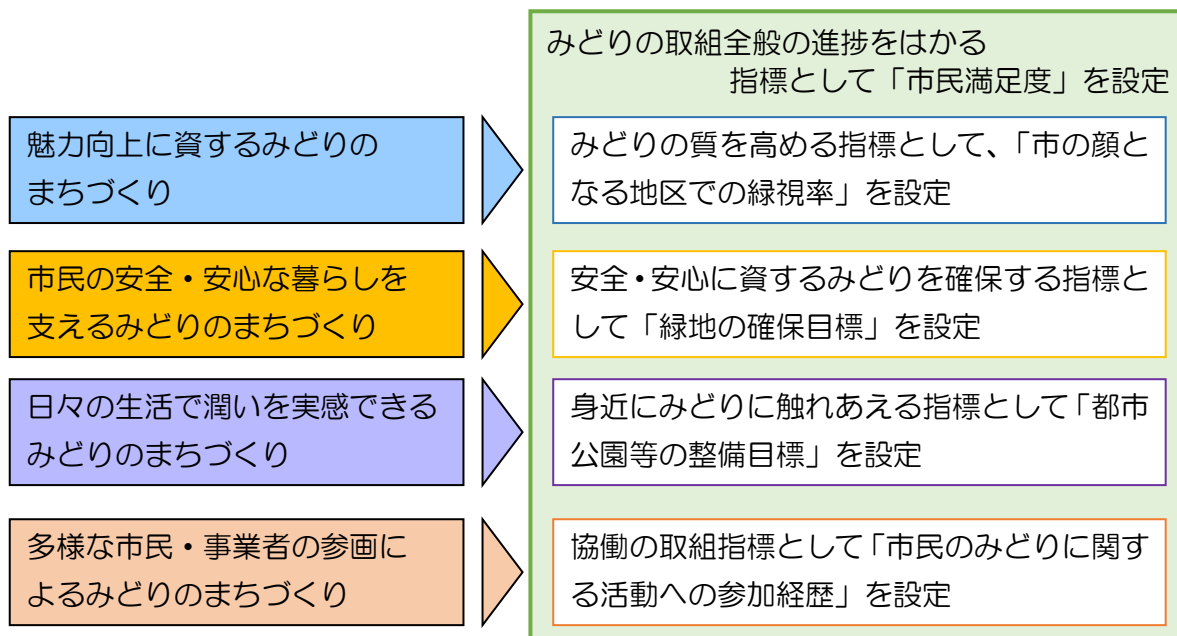
みどりによる良好な景観を創出し、身近な公園や農空間の保全と活用を図ることで、みどりを身近に感じ、住みやすさを実感できるまちづくりを推進します。

基本方針4 多様な市民・事業者の参画によるみどりのまちづくり

どんな世代へも分け隔てなく、協働によるみどりの創出・保全の活動を支援することで、みどりの量の確保だけでなく、質の向上と地域コミュニティの醸成を目指します。

3 計画目標の設定

みどりの将来像「みどりが美しく 魅力あふれるまち 門真」を実現するための目標として、4つの基本方針を踏まえ、以下のような目標値を設定します。



(1) 市民満足度（市全体・お住まいの近くのみどりの満足度）

	現況	目標年次 令和 14 (2032) 年度
市全体のみどりに対する満足度	14.2%	30%
住まいの近くのみどりに対する満足度	18.2%	40%

※大阪府の指標は、大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合（約5割⇒約8割）、最近みどりに触れた府民の割合（約4割⇒約8割）。倍増を目標として設定。

(2) 市の顔となる地区での緑視率

	現況	目標年次 令和 14 (2032) 年度
緑視率	—	25%以上

※緑視率が25%以上になると、みどりが多いと感じる人の割合が高くなるとされている。

(3) 緑地の確保目標

	現況	目標年次 令和 14 (2032) 年度
緑地確保目標 (市域面積に対する割合)	96ha (7.8%)	123ha 以上 (10%以上)

※社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告(平成19年6月)において「連担した市街地において持続性のある『みどり』の割合(公的緑地率)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある」とされている。大阪府の目標は4割以上。

(4) 都市公園等の整備目標

	現況	目標年次 令和 14 (2032) 年度
都市公園等	6.0m ² /人	10m ² /人
都市公園	1.13m ² /人	2.2m ² /人

※都市公園法施行令において、市街地における住民1人当たりの都市公園面積の標準について、5m²/人と定められている。また、都市計画中央審議会答申では「1人当たり都市公園等面積20m²/人」が目標とされている。

※第6次総合計画の目標値を2.0m²/人(目標年次2029年)としており、現況からの増加割合を勘案して設定。

(5) 市民のみどりに関する活動への参加経歴

	現況	目標年次 令和 14 (2032) 年度
みどりに関する活動への 参加経歴がある市民の割合	55.7%	65.0%

※(参考数値)

富田林市(緑化活動に参加している人の割合): 14%(H30) → 17%(R10) → 20%(将来)

高槻市(市民によるみどりのまちづくり活動参加率): 55%(H22) → 59%(H28) → 80%(R3)

第4章 みどりのまちづくりの取組

1 魅力向上に資するみどりのまちづくり

歴史、文化、風土が織り成す美しい風景の重要な構成要素であるみどりを保全するとともに、市の顔となるみどりを充実させることで、市民の愛着と誇りの醸成を図ります。

(1) 緑化重点地区における緑化の推進

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づきみどりの基本計画に必要な応じて定める事項の一つで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

みどりの将来像を実現するにあたり、特に市民・事業者・行政が連携してみどりを育む必要がある地区や、みどりのまちづくりに関するモデル的な取組を行う地区を定め、駅周辺のかどまの顔づくりや水とみどりのネットワークづくりを推進します。

■かどまの顔づくり

本市や地域の玄関口として、市内の鉄道7駅周辺の緑化を推進し、「かどまの顔」としての整備を推進します。

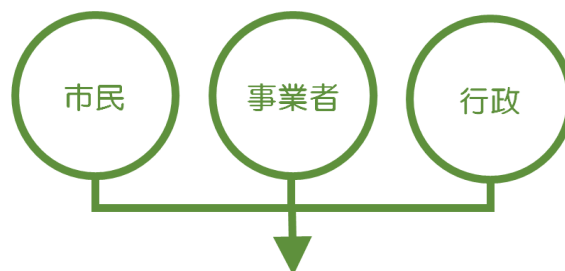
■水とみどりのネットワークづくり

水路沿いや緑道、幹線道路沿いの緑化によって、市街地のみどりの骨格を形成し、身近にみどりを感じることで水とみどりのネットワークを形成します。

■まちづくり事業に伴うみどりの充実

市街化調整区域や市営住宅、弁天池公園の周辺など、まちづくり事業にあわせたみどりの整備を推進します。

みどりの将来像を実現するにあたって



みどりを育む必要がある地区・モデル的な取組を行う地区

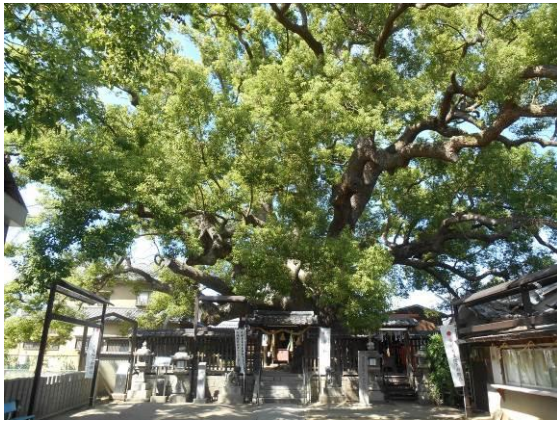
かどまの顔づくり

水とみどりの
ネットワークづくり

まちづくり事業に伴う
みどりの充実

(2) 保存樹・保存樹林の保全

美観風致を維持するために指定を行っている樹林・樹木は、剪定にかかる費用の助成や市民や所有者へのPRを行うなど、保全を図ります。



保存樹（薫蓋クス）（三ツ島1丁目）



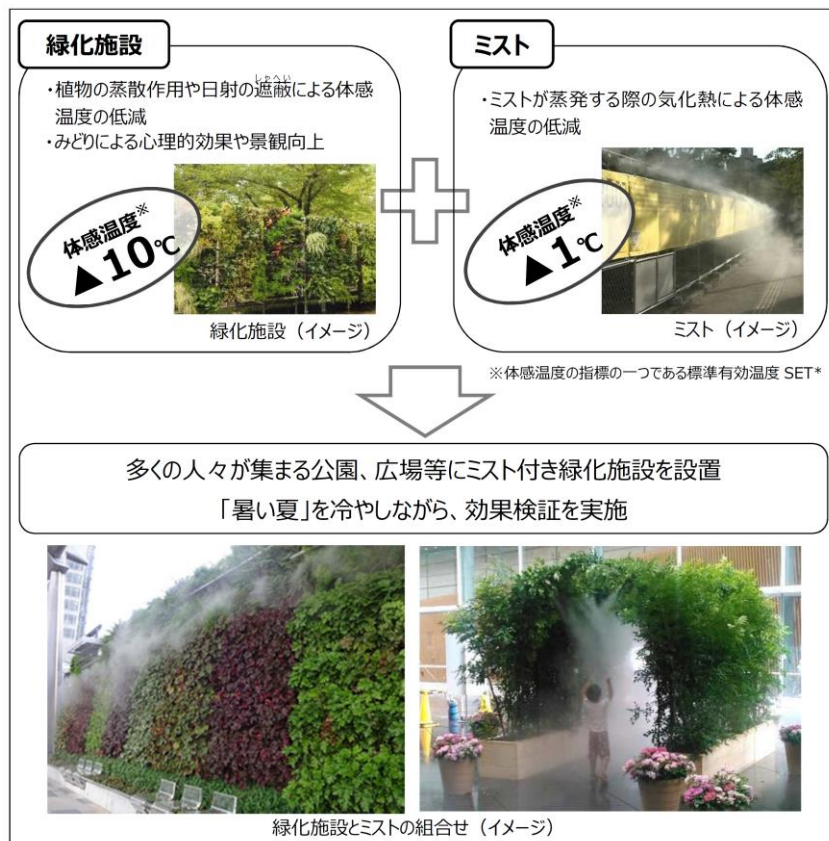
保存樹林（宮野町）

(3) 公共空間におけるモデル緑化の推進

■公共施設の緑化

民有地緑化のモデルとなる緑化を推進し、地域住民と連携・協働した緑化活動と維持管理の仕組みづくりを検討します。

公共施設や駅等のミスト付き緑化施設の設置を検討し、年々厳しくなっている夏季の猛暑への対策を行うことで、みどりの充実とより過ごしやすい環境の整備を図ります。



出典）国土交通省資料

■公共施設の接道部を中心とした敷地内緑化

公共施設の新規整備・改修などの事業と連携して、敷地内、特に、まちなみ景観の向上に寄与する接道部を中心とした緑化を推進します。



中塚荘（月出町）



二島小学校（三ツ島1丁目）

■市道の緑化

街路樹の整備など、道路の緑化を推進します。



四宮4丁目・6丁目



千石東町

（4）広報紙・SNS等を活用したみどりの情報発信

市内で行っているみどりに関連する情報について、広報紙やSNS、ホームページなど、多様なメディアを活用した情報発信を推進します。

2 市民の安全・安心な暮らしを支えるみどりのまちづくり

防災機能の充実など、まちの安全性を高めるためのみどりの保全と活用を推進し、都市公園などの計画的な維持管理を行うことで、誰もが安心して住み続けられるみどりの空間を創出します。

(1) 密集市街地におけるオープンスペースの確保

本市の北部の密集市街地では、老朽化した住宅の除却などの機会を捉え、防災性向上のためのオープンスペースの確保を図ります。

事例：まちなか防災空地の整備

神戸市では、密集市街地において、火事や地震などの災害時に地域の防災活動の場となり、平常時は広場・ポケットパーク*などのコミュニティの場として利用できる空地（まちなか防災空地）の整備を進めています。

まちなか防災空地事業は、土地所有者、まちづくり協議会等、神戸市の3者で協定を締結し、神戸市が土地を無償で借り受け、まちづくり協議会等がその土地を整備・管理するスキーム*となっています。土地所有者のメリットとして、固定資産税などが非課税となります。

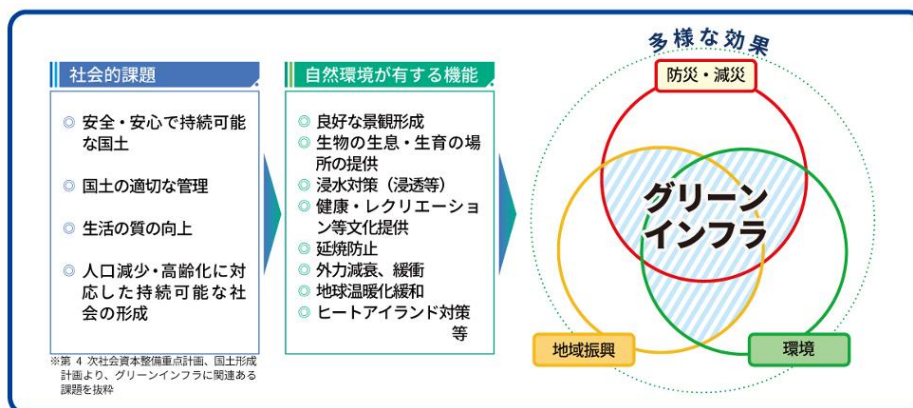
平成24（2012）年度に事業が創設され、平成31（2019）年3月末現在、市内67ヶ所で整備されています。



(2) グリーンインフラ*の推進

国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「安全・安心で持続可能な国土」「国土の適切な管理」「生活の質の向上」「人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

本市においても、みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

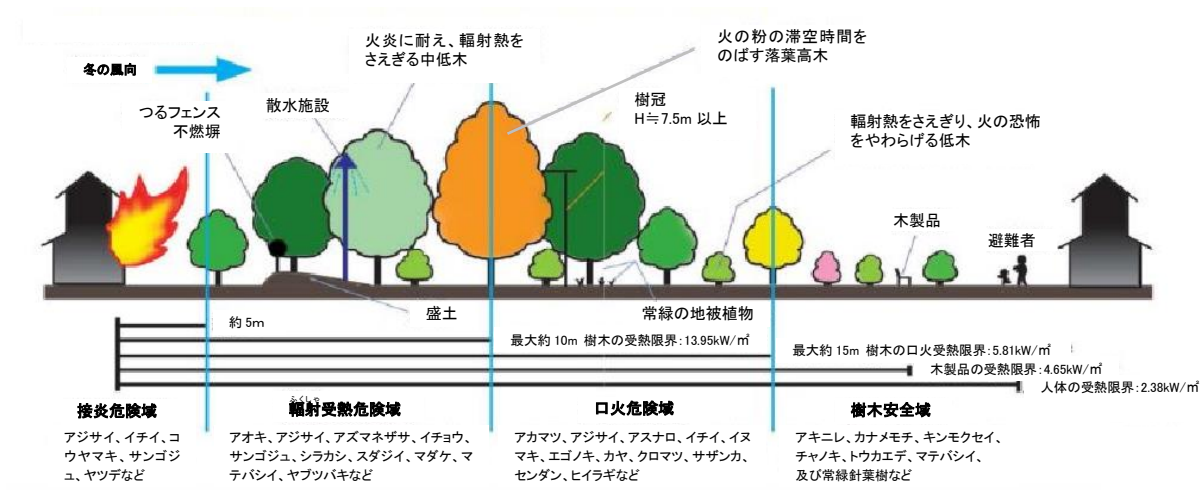
○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典）国土交通省資料

■災害に強い街路樹の整備

国では、密集市街地等において、延焼防止帯となる植樹帯等の整備を推進することにより、大規模災害に対する都市の防災性の向上を図る「みどりの防災・減災対策推進事業」などを進めています。

これを踏まえ、大規模火災発生時における延焼防止効果を向上させるための中高木の植栽など、防災性向上に配慮した緑化を推進します。



出典) 国土技術政策総合研究所資料
「防災系統緑地の計画手法に関する技術資料」

安全性向上のための植栽関連計画のイメージ



グリーンベルト（千石東町）



遊歩道（島頭4丁目）

■浸透・保水機能を持たせたインフラ整備や農地等の創出・保全

ゲリラ豪雨などに対し、下水道や河川の負担軽減につながる浸透性を有する舗装や保水機能を有する農地・緑地の創出・保全などを推進します。

(3) 公園の防災機能の強化

本市では、余震などによる二次災害に備えて一時的に自主避難できる場所を一時避難地として選定しています。

都市公園の整備に際しては、防災性を高める植栽を整備するとともに、防災機能を備えた施設の整備を推進します。

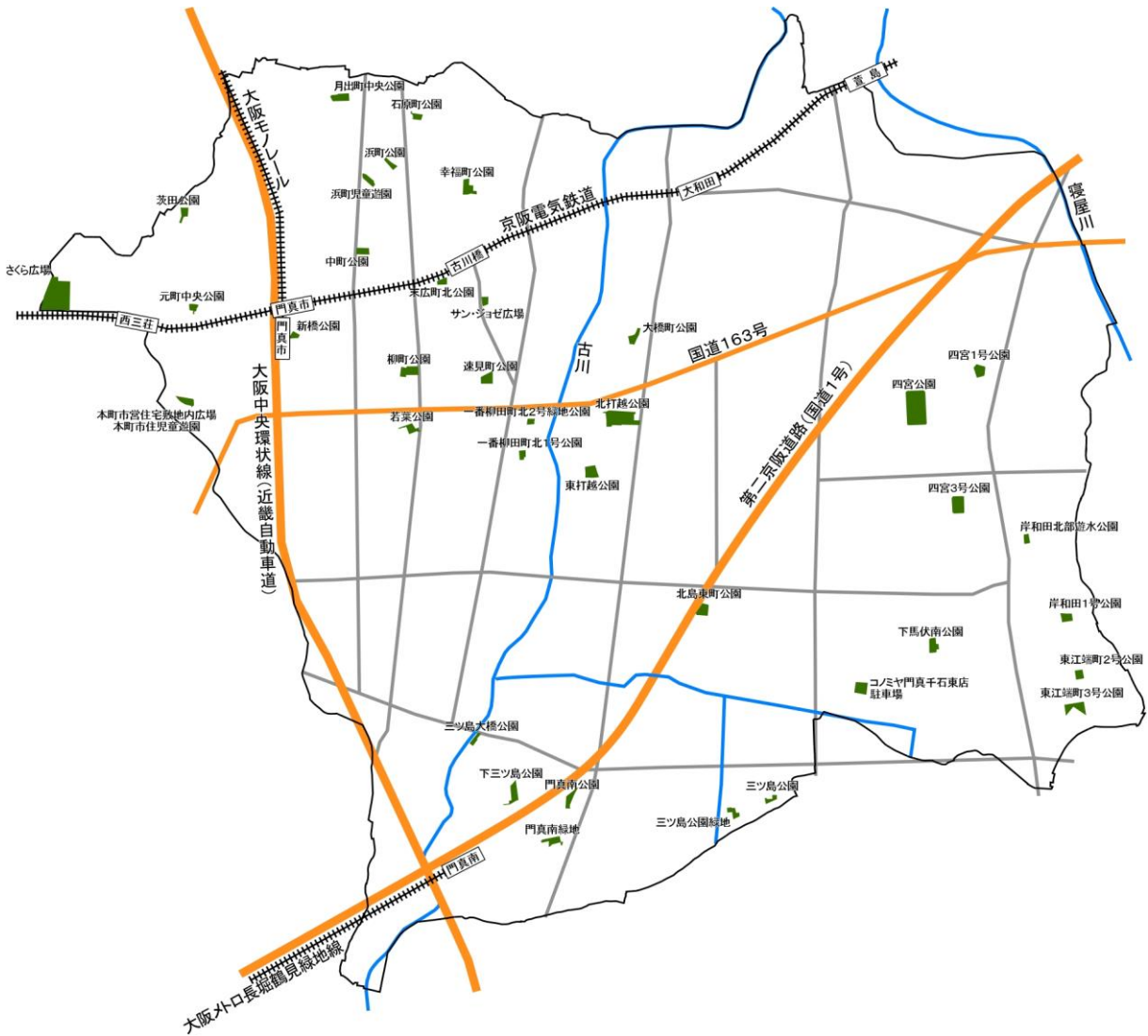


図 17 一時避難地に指定されている公園等位置図



防災シェルター（北島東町公園）



かまどスツールと簡易トイレ（北島東町公園）

3 日々の生活で潤いを実感できるみどりのまちづくり

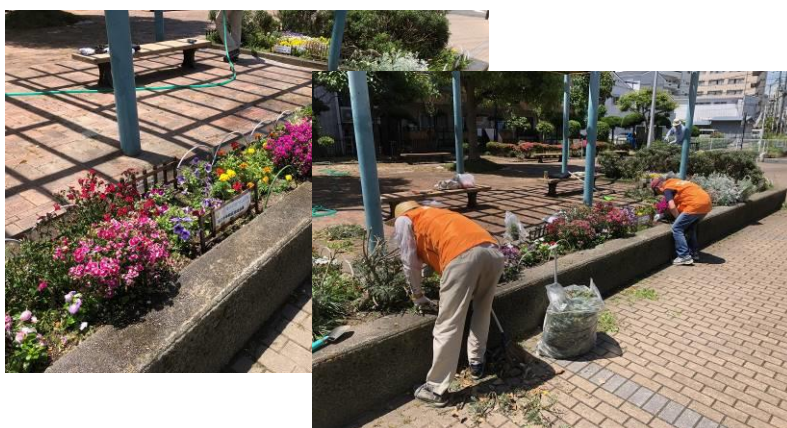
みどりによる良好な景観を創出し、身近な公園や農空間の保全と活用を図ることで、みどりを身近に感じ、住みやすさを実感できるまちづくりを推進します。

(1) 身近なスペースでの緑化の推進

限られた空間を有効に活用するため、公共施設や民有地において、効率的な緑化を推進します。

事例：地域における緑化活動

第三中学校区地域会議の環境・まちづくり部会では、末広町北公園などで緑化を推進しており、四季折々の花が楽しめる小みちや地域住民が憩える場所となっています。



(2) 都市農地の保全・活用

市街化区域の農地については、都市緑地法の改正により、緑地の定義に含まれることとなり、都市緑地法の諸制度の対象とすることが示されました。

市域のほぼ全域が市街化区域の本市において、農地は市街地に潤いを提供する貴重なオープンスペースとして保全するとともに、市民農園等への活用を検討します。

また、市街化調整区域内の農地は貴重なみどりとなっているため、市街化区域に編入する際には、生産緑地地区の指定により、みどりの保全を図ります。



市民農園（岸和田2丁目）



市街地の農地（三ツ島1丁目）

(3) 生産緑地地区の保全・追加指定

生産緑地地区は、農業生産の場だけでなく、まちなかの貴重なみどりとしての役割を担っているため、積極的に保全します。また、災害時の避難場所として活用できる可能性もあることから、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定を推進します。



図 18 生産緑地地区の位置図



生産緑地地区(三ツ島-1)



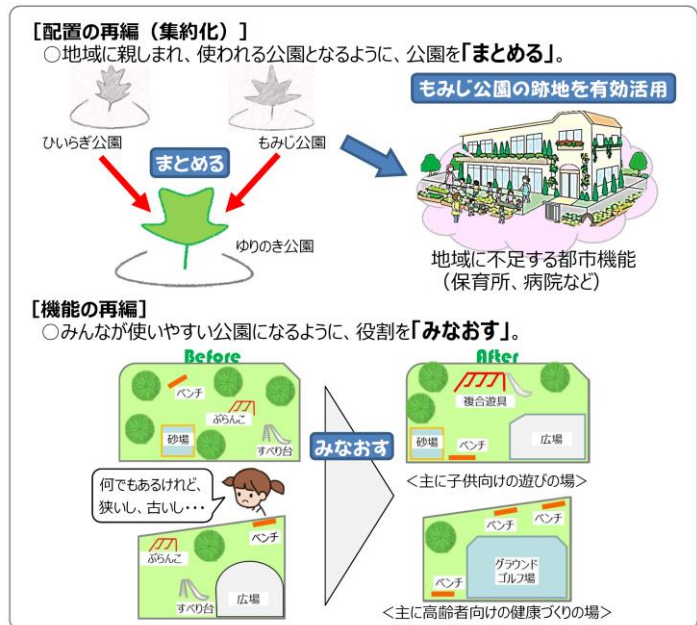
生産緑地地区(岸和田-2)

(4) 計画的な都市公園等の整備・維持管理

■公園の適正配置の検討

市域内での配置バランスと用地確保の実現性、市民ニーズを考慮しながら、公園整備に関する計画を策定し、地域特性を踏まえた特色ある公園整備を推進します。

都市公園が不足している地域においては、児童遊園などの公共施設緑地等の既存施設を、都市公園を補完する施設として位置づけます。



出典) 国土交通省資料

■地域ニーズに応じた公園のリニューアル

老朽化した公園、社会情勢や世帯構成、周辺環境などの変化に適合しなくなった公園については、小学校単位など、地域ごとに遊具や広場の配置を検討し、地域ニーズに応じた特色ある公園に再整備する必要があります。

公園の再整備にあたっては、利用実態の把握、公園利用者や住民とのワークショップ*などにより、子どもから高齢者まで、地域住民の公園に対する愛着を育みながら、より地域に密着した公園づくりに努めます。

事例：地域特性にあわせた協働の公園リニューアル

芦屋市では、まちの価値を高める資源としての公園を目指し、市民とともに考える・地域特性にあわせた協働による公園づくりのモデルプロジェクトとして、市内中心部に位置する宮塚公園をリニューアルしました。

市民による意見交換会を行い、みどりの景観保全に寄与し、くつろぐだけでなくレクリエーションの場としても活用できる、見通しよく、アクセス*しやすい公園となっています。



■都市公園等の計画的な維持管理の推進

身近な公園が地域に親しまれ、使われる公園となるよう、地域団体などによる維持管理の取組を進めます。

緑化重点地区内の公園や道路沿道等の緑化効果が大きい公園、利用者の多い公園など、優先度を評価し、計画的に維持管理を行います。

(5) 公園施設の長寿命化

本市では、都市公園を対象に「公園施設長寿命化計画*」を策定しました。

この計画に基づき、公園施設の点検、調査を実施し、安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の計画的な修繕、改築を行います。

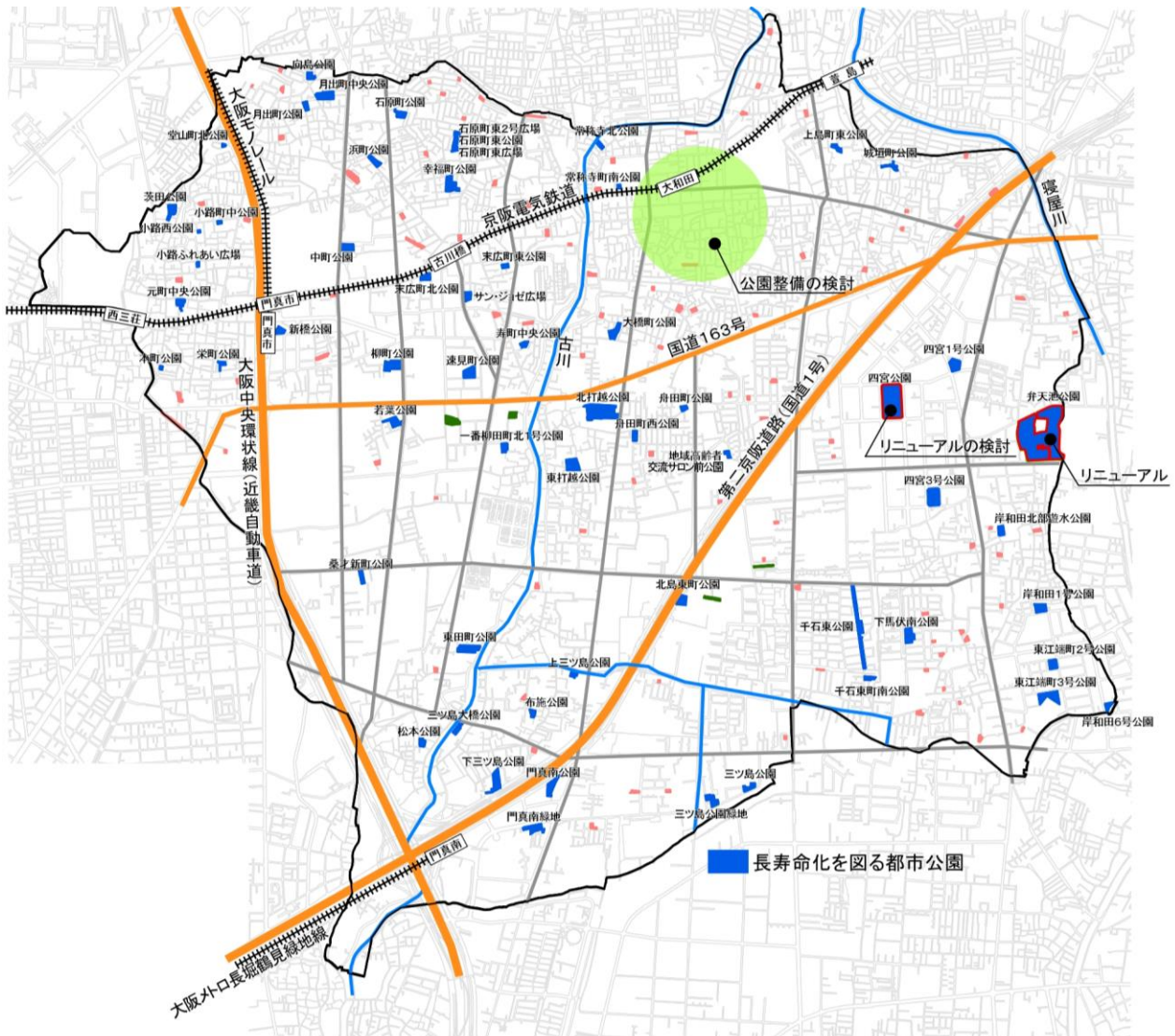


図 19 都市公園等の整備方針



柳町公園



幸福町公園

4 多様な市民・事業者の参画によるみどりのまちづくり

どんな世代へも分け隔てなく、協働によるみどりの創出・保全の活動を支援することで、みどりの量の確保だけでなく、質の向上と地域コミュニティの醸成を目指します。

(1) 地区計画、緑地協定*等によるみどりの確保

景観やまちづくりからの視点も踏まえ、民有地の緑化の規制誘導対策（地区計画や緑地協定）など多様な手法の可能性を探りながら、面的な広がりのあるみどり空間の創出や建築物の緑化などを促進します。

(2) 事業者、企業の協力による事業所内の緑地の確保

工場立地法による大規模事業所内での緑地の保全に取り組みます。

特に、大阪中央環状線及び第二京阪道路沿道では、建築物の建替えなどに伴い、土地の有効利用を図りながら、みどり豊かなセミパブリック空間の創出や沿道部のみどりの充実に取り組むことにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図ります。



タイガー魔法瓶(株) (速見町)



パナソニック(株) (大字門真)

事例：民間事業者による自主的緑化の取組

東京都では、自主的緑化に取り組む民間事業者を協力事業者として募集しています。協力事業者は、創意工夫による緑化の取組のほか、定期的に緑化計画や実績の報告などに協力しています。

自主的緑化の内容として、以下の3点があります。

- 東京都内において、緑あふれる都市の実現に資する都市空間の緑化、新たな緑の創出（地上部緑化、屋上緑化*、壁面緑化*など）
- 都内における当該年度の緑化実績及び緑化計画のうち、自主的緑化分を都に報告（協力事業者に対し、一斉に調査を実施）
- 必要に応じて、都が開催する実務者会議、ヒアリングへの参加



東急不動産(株)：赤坂東急ビルの歩行者通路を緑のトンネル化



三菱地所(株)：事務所区画のテラスを緑化

(3) まちづくり基本条例による緑地の確保

本市では「門真市まちづくり基本条例」に基づき、一定規模以上の開発事業に対し緑地の確保を促し、多くのみどりを創出してきました。

今後も条例によるみどりの創出を推進するとともに、緑化計画書の提出要件の拡大や緑化率の見直しなど、緑化基準の改定を検討し、まちなかでみどりを感じられる空間の拡充を目指します。

(4) 指定管理者の導入による都市公園の管理

平成29(2017)年6月の都市公園法の改正に伴い、民間のノウハウを取り入れた公園活性化に向けた制度が創設されたことを踏まえ、従来の園内清掃、樹木の管理、公園遊具の点検、公園施設の修繕等の維持管理業務に加え、自主事業、市民サービス事業の充実に取り組みます。

また、新たな財源確保策の一環として、公園施設について、ネーミングライツ・パートナー制度*等の導入を検討します。



ラクタドーム (大阪府立門真スポーツセンター)
(三ツ島3丁目)

(5) 質の高いみどりの創出に向けた支援

■みどりに関する人づくり

美化サポートプログラムなど、みどりに関する市民団体の活動を支援し、ネットワークづくりを図ります。

また、みどりを守り次世代につなげるため、子どもたちへの環境教育に取り組みます。



■みどりの質を高める取組

市民等による積極的なみどりの取組を促進し、一定の条件を満たす団体への苗木配布を継続するとともに、質の高い緑化手法の普及啓発のために、表彰制度の創設などを検討します。

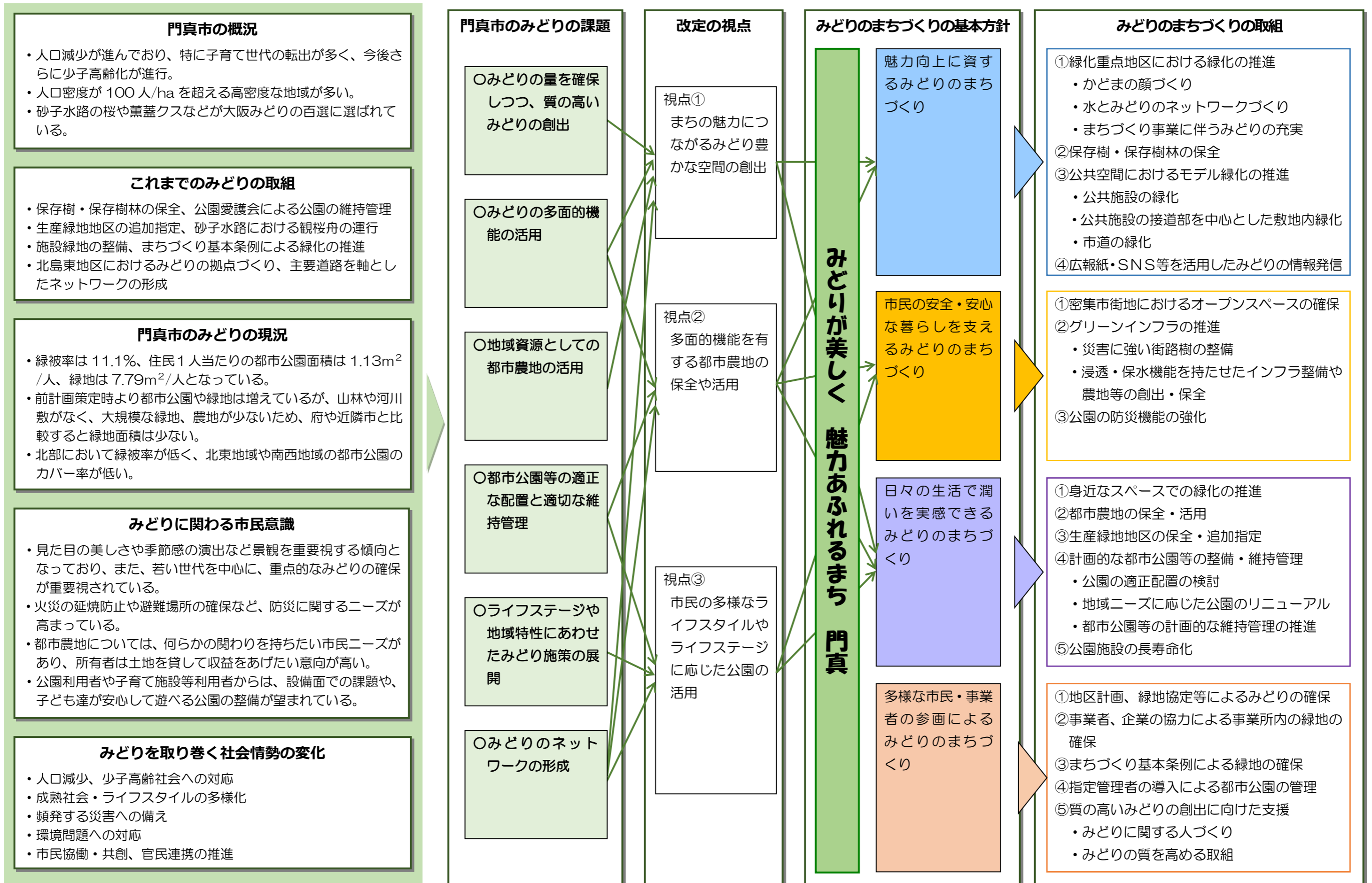
また、門真らしいみどりづくりに向けて、「門真市まちづくり基本条例」における緑地確保に際し、モデル的な緑化のガイドラインの作成等を検討します。



民有地の緑化 (三ツ島4丁目)



ネットトヨタ大阪(株)門真店 (速見町)



第5章 戦略的なみどりの取組

1 緑化重点地区の選定

緑化重点地区としては、モデル地区として高い波及効果が期待できる地区や、市街地整備事業等により相乗効果が見込まれる地区などが考えられ、地域の特長を活かした緑化推進に資する地区として、以下の地区を本計画における緑化重点地区として設定します。

表 10 緑化重点地区の選定

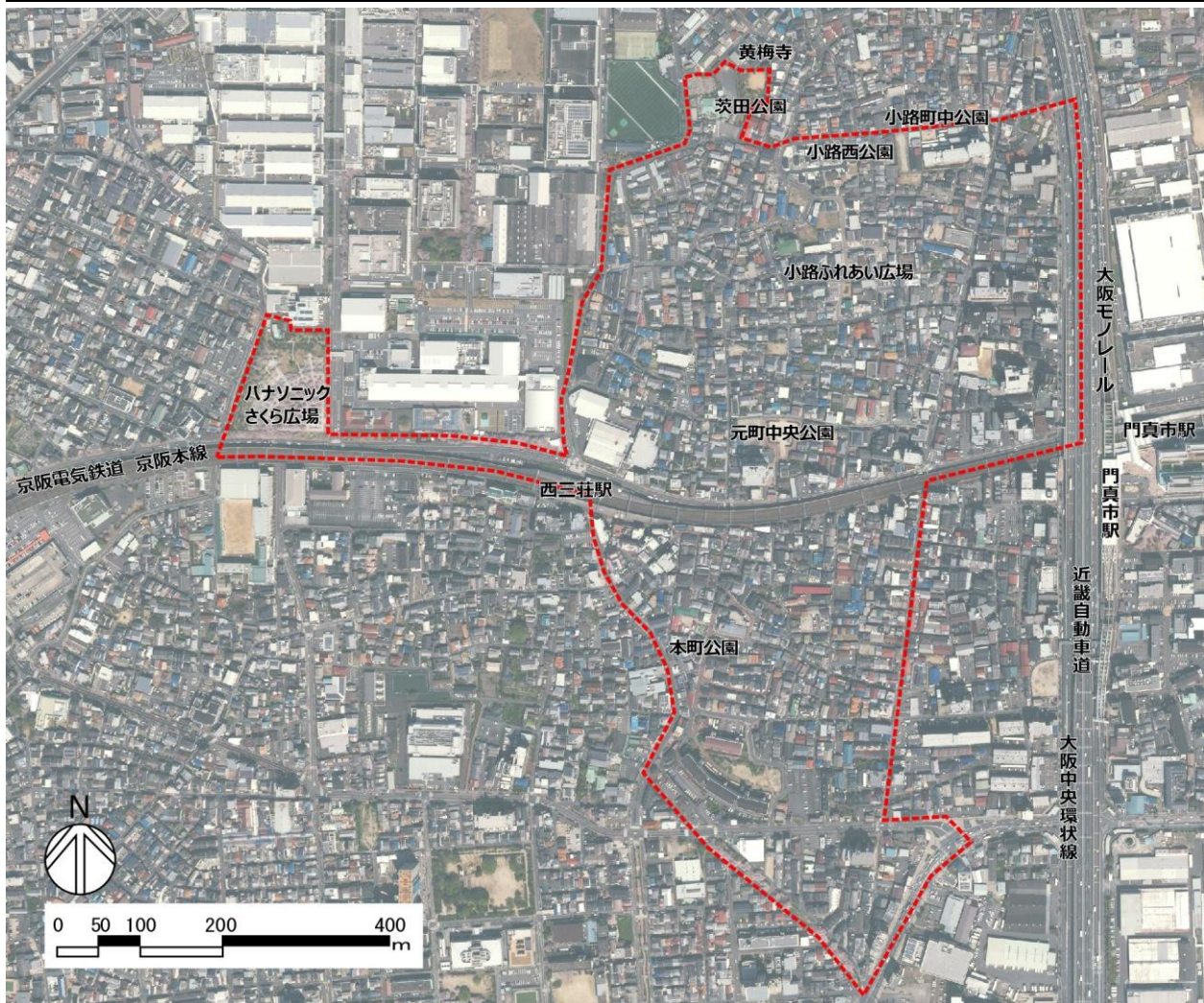
	設定の考え方	地区
かどまの顔づくり	モデル地区として高い波及効果が期待できる地区	・西三荘駅周辺地区 ・門真市駅周辺地区 ・古川橋駅周辺地区(古川橋駅北地区) ・大和田駅周辺地区 ・萱島駅周辺地区 ・門真南駅周辺地区
水とみどりのネットワークづくり	市民の認知度が高く、本市を代表する資源があり、良好な景観の形成を図る地区	・砂子水路周辺地区 ・ルミエール前通り周辺地区(古川橋駅南地区)
まちづくり事業に伴うみどりの充実	市街地整備事業等により相乗効果が見込まれる地区	・北島東周辺地区 ・弁天池公園周辺地区

2 緑化重点地区の整備方針

(1) かどまの顔づくり

①西三荘駅周辺地区

<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西三荘駅は、約 22 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 ・西三荘駅の北東・南東には密集市街地が広がっており、オープンスペースが不足しています。 ・パナソニックさくら広場は、防災協定により、一時避難地に指定されており、大規模災害時などにおいて利用することが可能となっています。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前については、地域の玄関口として、人目につくみどりの割合の向上につながる緑化を推進します。 ・公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 ・黄梅寺周辺については、その周辺部のみどりの環境保全に努めます。 ・住宅などの移転によって生じる空間地を活用し、オープンスペースの確保を図ります。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

②門真市駅周辺地区

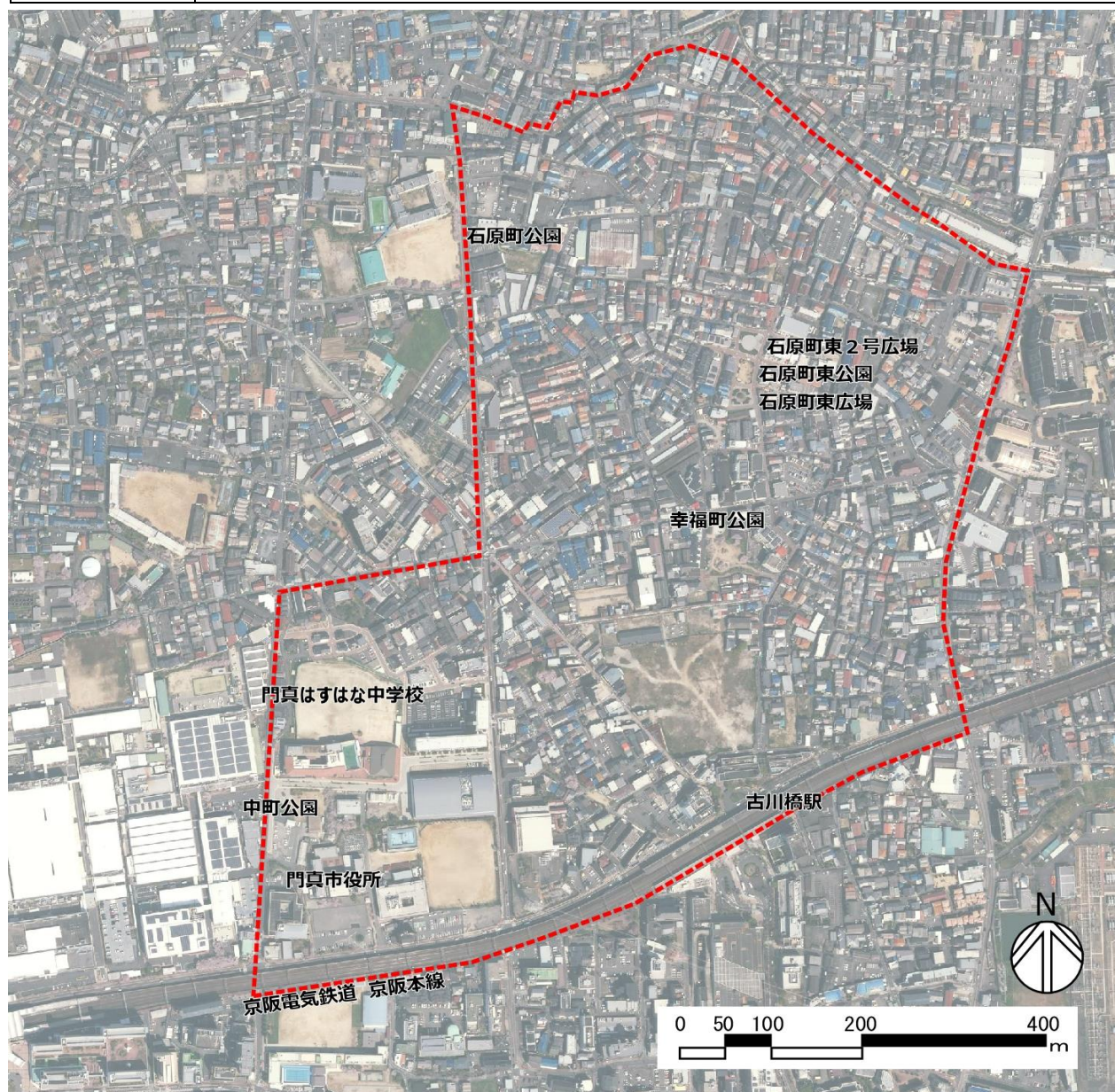
地区の概況とみどりの課題	<ul style="list-style-type: none"> 門真市駅は、京阪本線が約 31 千人/日、大阪モノレール本線が約 23 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。
みどりの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場については、地域の玄関口として、人目につくみどりの割合の向上につながる緑化を推進します。 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 門真プラザと駅前広場を一体的に整備し、魅力的な緑化を推進します。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

③古川橋駅周辺地区（古川橋駅北地区）

<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古川橋駅は、約 22 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 古川橋駅の北東には密集市街地が広がっており、オープンスペースが不足しています。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場については、地域の玄関口として、人目につくみどりの割合の向上につながる緑化を推進します。 幸福町・中町については、公共施設と連携した「かどまの顔」となるランドスケープ及び防災機能を有する公園の整備を推進します。 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 住宅などの移転によって生じる空間地を活用し、オープンスペースの確保を図ります。 幹線道路沿道については、みどり豊かな街路樹の整備を推進し、適切な維持管理に努めます。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

④大和田駅周辺地区

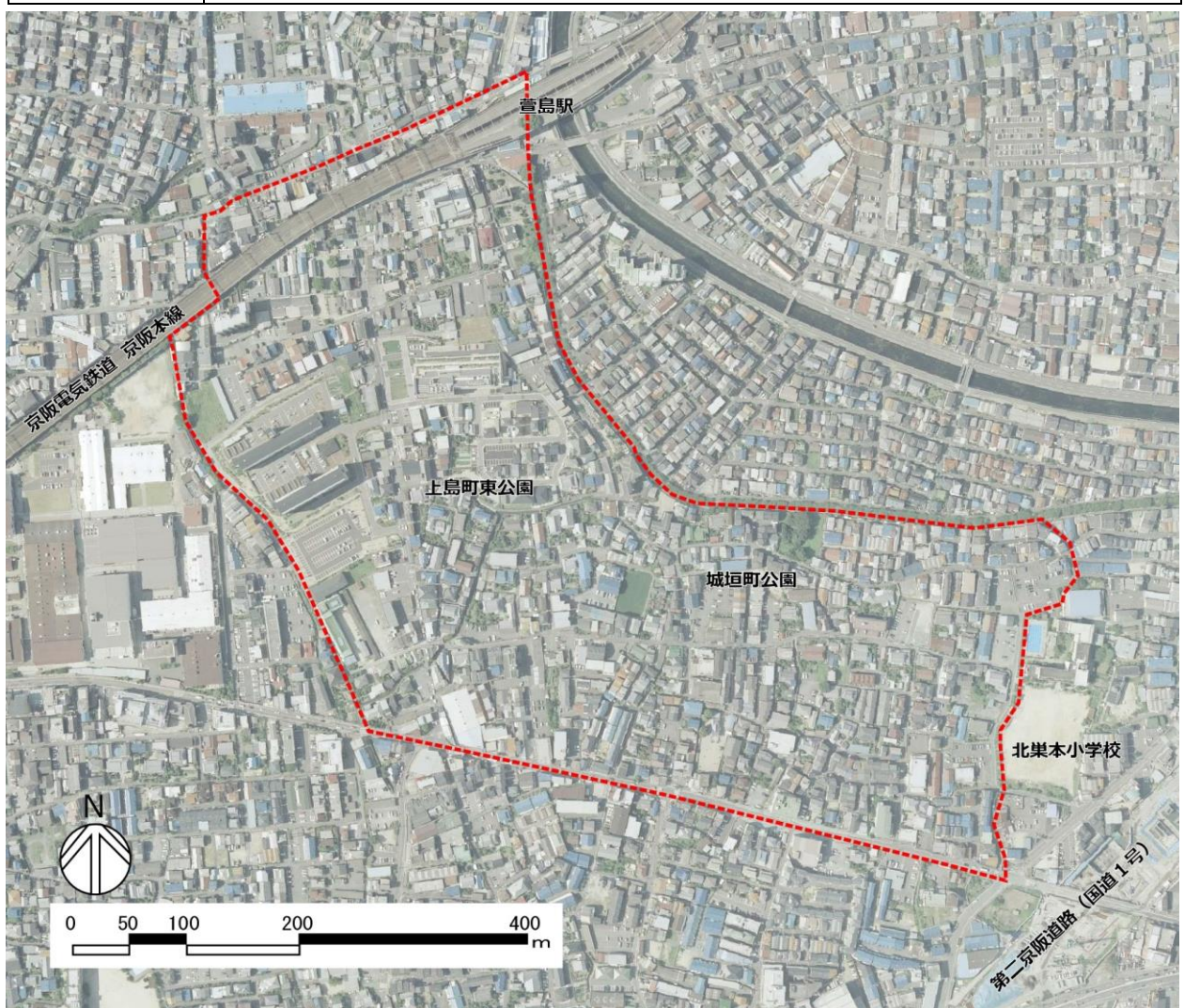
<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大和田駅は、約 22 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 大和田駅の南には密集市街地が広がっており、オープンスペースが不足しています。 大和田駅の北には府の史跡に指定されている伝茨田堤があります。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場については、地域の玄関口として、人目につくみどりの割合の向上につながる緑化を推進します。 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 住宅などの移転によって生じる空間地を活用し、オープンスペースの確保を促進します。 幹線道路沿道については、みどり豊かな街路樹の整備を推進し、適切な維持管理に努めます。 都市公園の誘致圏でカバーできていない地域に公園設置を検討します。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

⑤萱島駅周辺地区

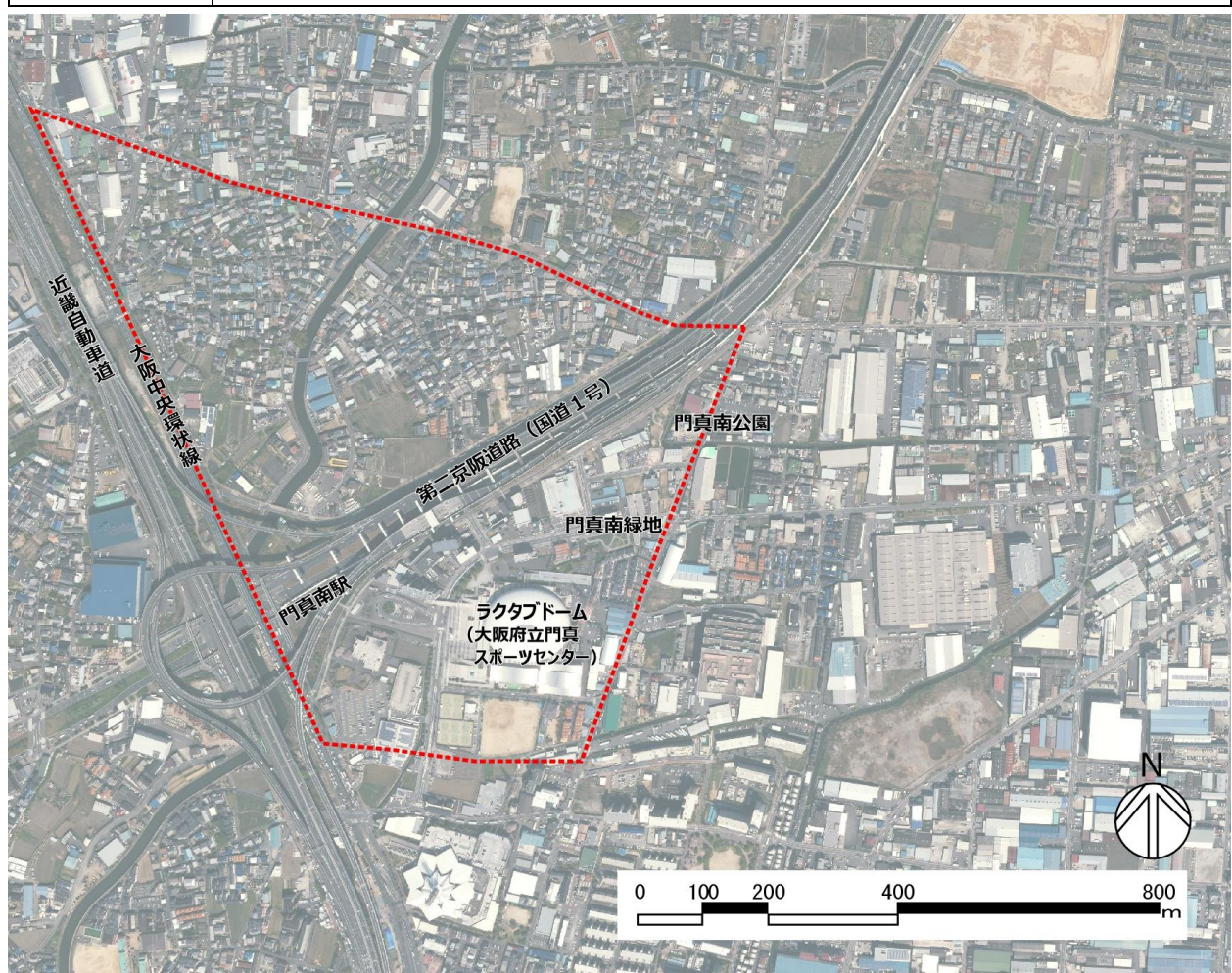
<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 萱島駅は、約 27 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 萱島駅の南西には密集市街地が広がっており、オープンスペースが不足しています。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路*については、みどり豊かな街路樹を整備し、適切な維持管理に努めます。 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 住宅などの移転によって生じる空間地を活用し、オープンスペースの確保を図ります。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

⑥門真南駅周辺地区

<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・門真南駅は、約 11 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 ・大阪モノレールの南伸が予定されており、アクセスの向上が見込まれます。 ・ラクタブドーム（大阪府立門真スポーツセンター）が立地しており、多くの人が訪れる地域となっています。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・門真南駅周辺については、商業・生活サービス機能など各種の都市機能の誘致を促進し、本市の南の玄関口にふさわしいみどり豊かなまちづくりを推進します。 ・公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

(2) 水とみどりのネットワークづくり

① 砂子水路周辺地区

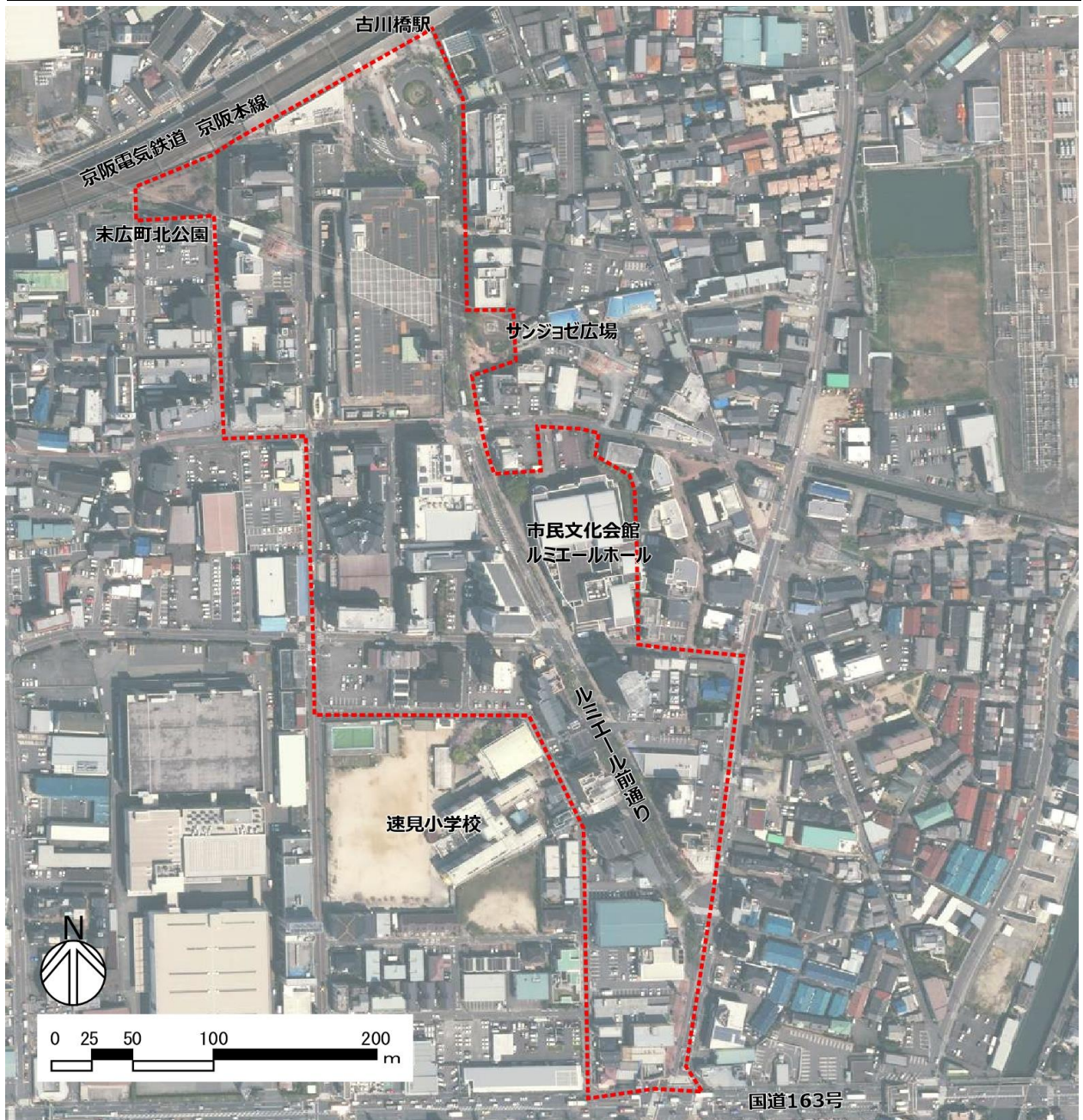
<p>地区の概況とみどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂子水路周辺には桜が植樹されており、花見シーズンには多くの人で賑わいます。 ・北島東土地区画整理事業*において、上八箇荘水路沿いに桜の植樹が行われています。 ・大阪府営門真三ツ島住宅が令和6(2024)年4月に本市に移管される予定となっています。
<p>みどりの整備方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂子水路沿いの遊歩道については、市民との協働による維持管理を行い、都市のシンボルとなる景観形成を促進します。 ・砂子水路の護岸については、適切な修繕・改築・維持管理に努めます。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

②ルミエール前通り周辺地区（古川橋駅南地区）

<p>地区の概況と みどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古川橋駅は、約 22 千人/日の乗降客数を有する駅となっています。 駅前の近隣商業地域*、第二種住居地域*は、高度利用地区*に指定されています。
<p>みどりの整備 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場については、地域の玄関口として、人目につくみどりの割合の向上につながる緑化を推進します。 ルミエール前通りの街路樹については、適切な維持管理に努めます。 高度利用地区については、セットバックと併せた緑化に努めます。 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 サンジョゼ広場や末広町北公園については、みどりの充実を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

(3) まちづくり事業に伴うみどりの充実

①北島東周辺地区

<p>地区の概況とみどりの課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅を含んだ地区を「南部拠点周辺都市機能誘導区域」として定め、都市機能の維持及び商業機能を誘導（維持）するとしています。 北島東のまちづくりや市営住宅建替事業などが進められています。
<p>みどりの整備方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設については、用途や規模にあわせて、民有地緑化のモデルとなる緑化を推進します。 市街化調整区域については、農地の保全に配慮しつつ、土地区画整理事業などにより農地と宅地をそれぞれ集約するなど、土地利用の混在を防止し市街化区域への編入に努めます。 市営住宅（門真住宅・門真千石西町住宅）については、その建替えと併せ、緩衝帯や緑道の整備、接道部を中心とした敷地内の緑化など、みどり豊かな公共施設整備に努めます。



資料：国土地理院空中写真を基に作成

②弁天池公園周辺地区

地区の概況と みどりの課題	<ul style="list-style-type: none"> • 弁天池公園は、市内で一番規模が大きく、多くの市民が利用する公園となっています。 • 弁天池公園は開園から年月が経過していることから、変化する利用者ニーズに対応しながら、みどりや歴史などの魅力を活かした再整備が求められます。
みどりの整備 方針	<ul style="list-style-type: none"> • 弁天池公園内については、周辺住民や利用者のニーズを把握しながら、一体的なりリニューアル整備を検討します。 • リニューアル整備と併せ、周辺道路についても、みどり豊かな街路樹の整備を推進し、適切な維持管理に努めます。



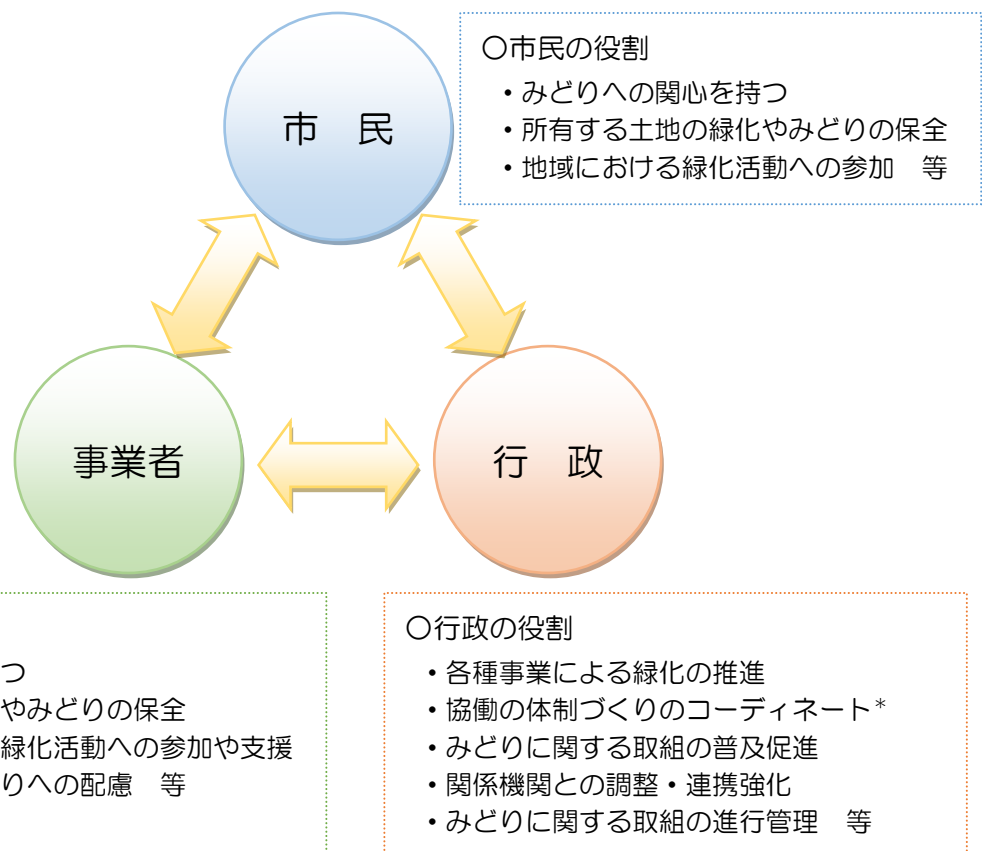
資料：国土地理院空中写真を基に作成

第6章 計画の推進に向けて

1 みどりのまちづくりを推進する体制づくり

人口減少、少子高齢社会が到来する中、これからのまちづくりは、市民やNPO、企業など様々な主体が協働・共創する仕組みづくりが求められています。

みどりの将来像の実現に向けて、これまでの行政主導の取組を転換し、まちを構成するすべての市民がまちづくりの担い手としての意識を持ち、公民協働によるまちづくりを進めていく必要があります。



2 計画の進行管理

本計画において位置づけた各施策については、効率的・効果的な推進を図るため、PDCAサイクル*の視点を取り入れ、進行管理を行います。

このサイクルは、本計画の目標年次である令和 14（2032）年度まで、おおむね5年で運用します。ただし、この間に社会情勢の大きな変化や関連法令の改正、みどりに関する新しい考え方が出てきた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、数値目標については、取組とともに進捗状況を確認しますが、調査・分析・評価は最終目標年次で行います。

巻末資料

用語集

あ行

アクセス (p.56)

ある場所へ行くための経路、またはその手段のこと。

NPO (p.39)

Non Profit Organization の略。民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体。

大阪みどりの百選 (p.12)

郷土の優れたみどりの景観を再発見し、みどりに対する関心と大阪への愛着を深めてもらうため、平成元（1989）年に、山のみどりや鎮守の森、都市公園、水辺のみどり、巨木などのみどりの景観を対象に、府民の投票により百ヶ所を選定したもの。

屋上緑化 (p.58)

建物の屋上を防水し、土を入れて植物を植え、緑を増やすこと。ヒートアイランドの抑制に効果がある。

オープンスペース (p.1)

公園・広場・河川・農地など、建築によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のこと。

か行

街区公園 (p.15)

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

近隣公園 (p.19)

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

近隣商業地域 (p.69)

都市計画法に定められる用途地域のひとつ。近隣の住民が日用品の買物をする店舗等、業務の利便の増進を図る地域。

グリーンインフラ (p.51)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

公園施設長寿命化計画 (p.57)

老朽化が進む公園施設の適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行うことで、ストックマネジメントを適正化するとともに公園利用者の安全確保を図ることを目的とした計画。

高度利用地区 (p.69)

都市計画法に定められる地域地区のひとつ。用途地域内において土地の利用状況が著しく低い地区などを対象に、市街地における合理的で健全な土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区のこと。

コミュニティ (p.5)

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

コーディネート (p.72)

各部を調整し、全体をまとめること。

さ行

市街化区域 (p.40)

都市計画法に基づいて、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域 (p.7)

都市計画法に基づいて、無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域のこと。

地震時等に著しく危険な密集市街地 (p.11)

密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地として、平成 24 (2012) 年 10 月に国土交通省が公表した地区。

シビックプライド (p.40)

市民が都市に対してもつ自負と愛着。

スキーム (p.51)

枠組み (目的を達成する仕組み) を持った計画のこと。

生産緑地地区 (p.1)

都市計画法に定められる地域地区のひとつ。生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保を図るために市町村が定めるもの。

生物多様性 (p.3)

いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

セミパブリック空間 (p.16)

プライベート空間とパブリック空間のあいだ。半公的空間。

た行

第二種住居地域 (p.69)

都市計画法に定められる用途地域のひとつ。主として住居の環境を保護するために定める地域。

地区計画 (p.15)

住民の同意を得て、道路や公園、広場などの配置や規模、建物の用途や形態、敷地に関することを地区レベルで取り決める都市計画のこと。

低未利用地 (p.39)

相当期間を経過して低利用または未利用な状態にある土地のこと。

D I D (p.9)

Densely Inhabited District の略。人口集中地区。統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものであり、人口密度が 40 人/ha 以上で、人口が 5000 人以上となる地区のこと。

特定生産緑地 (p.37)

都市農地を保全するため、平成 29 (2017) 年 5 月の生産緑地法の改正により創設された制度であり、指定から 30 年が経過しようとしている生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることで、引き続き 10 年間の特例措置が延長される。

都市計画道路 (p.66)

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路のこと。

都市公園 (p.1)

主に地方自治体が都市計画区域内に設置した都市公園法に定められる公園または緑地のこと。

土地区画整理事業 (p.68)

土地区画整理法に基づく事業のこと。仕組み及び目的は土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形して利用増進を図るもの。

な行

ネーミングライツ・パートナー制度 (p.59)

公共施設等に名称を付与する権利(ネーミングライツ)を企業などに購入してもらう制度。パートナー企業は、公共施設等に愛称(企業名・商品名等)を表示することにより、幅広く PR することができると同時に、公共施設等への経済的支援を通じた社会貢献を行うことができる。

は行

標準有効温度 SET (p.49)

Standard Effective Temperature の略。温熱感覚および放熱量が実在環境におけるものと同等になるような相対湿度 50% の標準環境下の気温。22.2℃~25.6℃が快適域となる。

ヒートアイランド現象 (p.5)

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。

PFI 事業 (p.1)

Private Finance Initiative の略。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

PDCA サイクル (p.72)

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返し行うことで、継続的に見直しや改善していくための手法。

壁面緑化 (p.58)

建物の外壁部分を緑化すること。壁面にツル植物をはわせるなどが一般的な手法。建物の断熱性を高めるだけでなく、ヒートアイランドの抑制や防音などの効果がある。

ポケットパーク (p.51)

都市空間の中で潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

ま行

みどりの大阪推進計画 (p.2)

大阪府のみどりにおける総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を位置づけたもの。平成 21 (2009) 年 12 月策定。

や行

ユニバーサルデザイン (p.41)

年齢や性別、国籍、体の自由・不自由、知覚・行動能力などの個人の能力に関わりなく、誰もが利用しやすい製品や建築物、環境のデザインのこと。

ら行

ライフステージ (p.41)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

ライフスタイル (p.1)

生活の様式・営み方のこと。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

ランドスケープ (p.14)

景観形成を構成する 1 つの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特長を持つもの。

緑視率 (p.22)

日常生活の実感として捉えられる緑の量として、ある一定範囲の垂直面に占める緑の割合のこと。

緑地協定 (p.58)

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

レクリエーション (p.3)

主として自由時間に行われる自発的、創造的な活動のこと。

わ行

ワークショップ (p.56)

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

門真市みどりの基本計画

令和2（2020）年3月

編集発行 門真市まちづくり部都市政策課

住 所 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

電話番号 06-6902-1231（代表）内線 4013



門真市
Kadoma City

